

地方創生 S D G s ローカル指標リスト

(2022 年 9 月改定版)

自治体 S D G s 推進評価・調査検討会

＜自治体 S D G s 推進のためのローカル指標検討WG＞

【事 務 局】 内閣府地方創生推進事務局

本資料の位置づけ（地方創生 SDGs ローカル指標活用の必要性）

1 広がる地方創生 SDGs と求められるフォローアップ&レビュー

SDGs の目標年である 2030 年まで残り 10 年を切り、SDGs に関する理解を深める段階から取組を推進して成果を検証する段階へ早期移行することが望まれています。自治体 SDGs 推進評価・調査検討会が 2021 年度に実施した全国アンケート調査の結果によれば、全国の自治体（47 都道府県および 1,741 市区町村）の過半数（52.1%）が地方創生 SDGs に取り組んでいると回答しています。2018 年度から「SDGs 未来都市」プログラムも始まり、全国で先駆的に SDGs に取り組む自治体が地域性を生かした独自性のある取組を展開しています。全国アンケート調査を開始した 2018 年度時点に 4.9%の自治体しか地方創生 SDGs に取り組んでいなかった状況と比較すると、その様子は一変しています。

地方創生 SDGs に取り組む自治体の割合は着実に増加を続けているものの、指標を活用した取組状況の把握や成果の検証に至っている自治体の割合は依然として低くとどまっています（全国アンケート調査に回答した自治体の 2 割未満）。今後地方創生 SDGs の取組の一層の進展とともにその進捗管理が問題になりますが、その進捗の管理に必要なローカル指標の整備が不十分であるため、自治体が困難に直面することが懸念されます。

全国の自治体から目標達成に向けた進捗状況を計測するための指標に関する情報提供の要望が多数寄せられていることから、内閣府では自治体 SDGs 推進評価・調査検討会の下に自治体 SDGs 推進のためのローカル指標検討 WG を 2018 年度に設置し、指標整備に関する議論を行ってきました。先行して指標の検討を行っていた一般財団法人 IBEC（現一般財団法人 IBECs）^{注1}における研究成果「私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）—進捗管理のための指標リスト—2018 年 3 月版（試行版）」をベースにさらにブラッシュアップする形で 2019 年 8 月に「地方創生 SDGs ローカル指標リスト」第一版を公開しました。これは、SDGs に取り組む多くの自治体による利用を想定して指標の事例をまとめた形で紹介したものです。それから約 3 年が経過し、国連統計委員会が示すグローバル指標の改定も行われました。日本政府も JAPAN SDGs Action Platform にてこのグローバル指標に対応するデータを開示するなど、SDGs に関する進捗状況を計測する機運が一層高まっています。そこで、第一版の内容を改定し、拡充した第二版を検討、公開することになりました。各自治体における地方創生 SDGs の取組のフォローアップとレビューにご活用ください。

^{注1} 旧一般財団法人建築環境・省エネルギー機構。2022 年 4 月 1 日に一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター（理事長：村上周三）へ改組。

2 SDGs における 3 層構造による進捗管理と自治体の取組

SDGs はゴール（意欲目標）、ターゲット（達成目標）とインディケーター（指標）の 3 層構造で構成されています（図 1）。

ゴール 3「健康」を例にして比喩的に説明すれば、ターゲットの一つが生活習慣病予防のための肥満防止、指標の一つが体重や BMI（Body Mass Index）という位置づけになります。SDGs の最大の特徴の一つが、指標を設けて目標達成に向けた進捗度を定量的に測り、進捗管理のガバナンスの徹底を図っている点です。その意味でも、地方創生の一層の推進のために指標の整備と活用が必須です。

国連統計委員会が提案している約 230 の指標は、グローバルな視点から提示されているもので、必ずしも日本の国レベルや自治体レベルにおける SDGs の取組で使いやすいものにはなっていません^{注 2}。そのため、日本の自治体が置かれている状況を加味した指標の整備が望まれます^{注 3}。ここで、便宜的に自治体レベルで使用可能な指標をローカル指標（以降適宜、ローカル指標（Local Indicator: LI と略記））と呼称します。

SDGs の取組はグローバルレベルの取組、国レベルの取組、自治体レベルの取組に整理することができます（図 2）。図 2 に示すように、自治体レベルの取組はさらに義務的・包括的取組と自主的・選択的取組の 2 タイプに分類することが可能であり、自治体 SDGs の推進を支援するための指標のデザインに際しては、この点に配慮することが必要です。

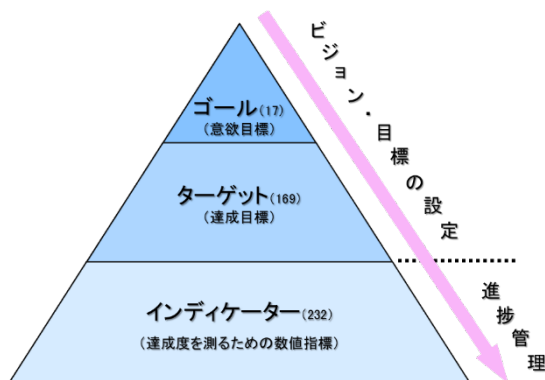


図 1. SDGs の 3 層構造

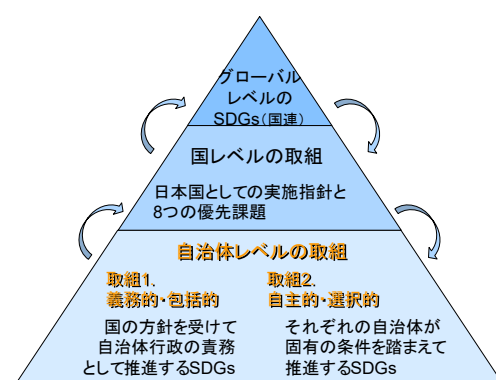


図 2. レベル別の SDGs の取組

^{注2} 例えば、ゴール 1「貧困」の下に設定されているターゲット 1.1「2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる」の進捗状況を管理するために提案されている指標 1.1.1 は「国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢、雇用形態、地理的ロケーション（都市/地方）別）」となっています。現在、この貧困の水準を日本に適用するにあたっての指標の設定は困難な状況です。

^{注3} SDGsが掲載されている国連文書「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の paragraph 75にはローカル指標の策定の意義が以下のように記されています。目標とターゲットは、グローバルな指標によってフォローアップされる。これらは、国レベルや全世界レベルでのベースライン・データの欠如を埋める取組とともに、各国や地域レベルで策定される指標によって補完されるものである。

3 自治体SDGsにおける共通指標と独自指標

自治体 SDGs の取組の推進にあたり、目標達成に向けた進捗状況を管理するための指標の設定が必要です。その際、次の2つの視点に留意することが必要です。

- 1 国レベルの視点： 全国の自治体が共通して関心のある課題について、自治体にとって使いやすい全国共通の指標を提示すること。
- 2 自治体レベルの視点： 国が提示する指標を利用すると同時に、それらに含まれない自治体の独自の立場や目標を評価することが可能な指標を設定すること。

ここではそれぞれ、共通指標と独自指標と呼びます。以降、共通指標と独自指標の役割や特徴、利用時の注意事項を記します。

共通指標

- 1 全国の自治体の取組を共通の尺度で評価できる指標
 - ・共通指標を活用することで全国の自治体の横並びの評価や比較が可能であり、自治体の実態把握に有効です。強みや課題を把握することも可能です。
- 2 全国的に公開されていて誰でも利用可能なデータに基づく指標
 - ・原則として一般公開されている統計情報を利用して評価できるため、データの収集にあたって費用などはかかりません。
 - ・ただし、現時点では、自治体レベルで整備、公開されている利用可能なデータは十分とはいえません。
 - ・自治体の実態を把握するための指標を設定しても、実際に進捗管理を始めようとした段階でデータが集まらずに利用できないケースも多々存在します。
 - ・公開データが未整備のため適切な指標の設定が困難な場合、公開データの利用可能な範囲で、それに準ずる指標が設定されることもあり得ます。
 - ・上記の理由から公開データの整備はSDGsを推進する上で喫緊の課題です。
- 3 自治体は、自ら設定した達成目標に基づいて、その進捗を測るのに適切な指標を選択することが望まれます。
- 4 行政における達成目標の中で優先順位が設けられることがありますが、同様に利用される共通指標にも優先順位が発生することがあり得ます。そのような場合、指標の設定時も必須指標、選択指標などの形で優先順位を設定することが考えられます。

独自指標

- 1 共通指標に含まれない指標でも、自治体が達成を目指す目標に対して、独自に指標を設定することは当然可能であり、ここでは便宜的にこれを独自指標と呼びます。
 - ・独自指標に関しては、全国的に公開されたデータに基づく必要はありません。
 - ・この場合、尺度が共通にならないので、他自治体との横並びの比較は困難になります。

2 自治体独自のビジョンと独自指標

- ・自治体に対しては独自性のある地域計画の立案が求められています。独自指標の提案はこれと表裏をなすものです。
- ・自治体が独自のビジョンに基づいて達成目標を細かく設定した場合、それを測るための指標は独自指標となるケースが多いものと想定されます。

なお、本資料は、自治体 SDGs 推進のためのローカル指標検討 WG における検討を経て策定された共通指標の事例を紹介するものです。

SDGs 未来都市などにおいては、既に共通指標の使用に加え、地域固有の課題を抽出した上で独自指標を設定し、地域の特色ある取組の進捗管理を図っています。このように、共通指標や独自指標を設定、活用しながら地域課題の解決に向けた取組を推進することが重要です。社会情勢は変化するので、指標の継続的な見直しにより進捗管理が求められます。

5 まとめ

自治体からの指標整備に関する要請を受けて 2019 年 8 月に整備、公開した「地方創生 SDGs ローカル指標リスト」第一版ですが、グローバル指標の改定や国のデータベース整備を受けて、今般さらにその内容を充実させましたので、これを第二版として公開します。

なお、グローバル指標の継続的な見直しなどの状況も注視しつつ、今後も自治体関係者や民間企業、市民、有識者をはじめ関係各分野からのご意見を踏まえながら継続的に見直しを実施して参ります。

地方創生SDGsローカル指標リスト（ローカル指標リスト）

1. ローカル指標リストの見方

次頁以降に示すローカル指標リストは、自治体におけるSDGsの取組の進捗状況を計測する際に使用することを目的に提案するものです。本指標は、前述の共通指標に関して参考として列挙しているものです。各自治体の政策目標、達成目標の内容と照らし合わせて利用可能なものがあればご参照ください（これらの指標の利用を強制するものではありません）。

以下の図に示すように、本頁以降、見開き左手のページには、SDGsの17のゴール、169のターゲット、および約230のグローバル指標を示しています（図3）。

1つのゴールに対して複数のターゲットが設定されています。また、1つのターゲットに対して1つあるいは複数のグローバル指標が設定されています。これらグローバル指標に対して政府のナショナルデータベースにおける指標の定義を併せて示しています。

見開き右手のページには、グローバル指標に対応するローカル指標（LI）を示しています。ローカル指標の候補となるものが存在する場合は、その指標のデータ入手可能性を併せて示しています。指標値の計算に必要なデータが都道府県レベルで手に入るものか、より詳細に市区町村レベルで手に入るものかどうかについても示しています。

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベース における定義			
...	...	...	...			
	...	...	...			

ローカル指標 (LI) (案)		データ 入手可能性	データソース
○	...	...	...
○	...	...	...

見開き左ページ

見開き右ページ

図3. 地方創生SDGsローカル指標リストの構成

2. 指標リスト利用時の留意事項

本リストに示す指標の全てを利用する必要はありません。各自治体における政策目標や達成目標の内容と照らし合わせて利用可能なものがあれば適宜ご参照ください。

グローバル指標の中には包括的な表現をしたものも数多くあり、それに対応するローカル指標を1つに限定しづらいケースもあります。そこで、1つのグローバル指標に対して、複数のローカル指標が示されているケースもあります。この場合、利用する主体が各々の趣旨に最も合致するものを選択して利用ください。

また、ローカル指標の中には、一部グローバル指標との対応関係が薄いものも含まれている点にもご注意ください。公開統計データが限られていることからやむを得ず苦労して関係性を見つけ出し指標を提案しているケースもあります。

なお、指標の結果解釈方法も一様でない点にご留意ください。例えば、何か特定の施策に対する投資額（例えば、災害復旧費）のような指標があった場合、そのような投資に注力しているという自治体にとっては値が高いほど望ましい状態を意味します。一方でその投資の必要性がない自治体にとってはその値が低くても（例えば、上記の例の場合、災害復旧の必要性がないくらい安全で）望ましい状態を意味することもあります。結果解釈にはご注意ください。

データソースとして関連府省庁の統計の名称を記していますが、統計によって調査実施間隔が異なる点にご留意ください。毎年調査が行われてデータがアップデートされるものと、数年おきに調査が実施されて不定期にデータがアップデートされるものがあります。後者については、その性質上、毎年のフォローアップには活用できない点に注意が必要です。

また、SDGs グローバル指標には設定されていないものの、日本特有の事情に鑑みて、国内の多くの自治体に関心を持って使用すると想定される指標については、ゴール番号の後ろに *x* を付して日本オリジナルのローカル指標として提案しています。

参考資料

グローバル指標やローカル指標を用いた国や地域の実態把握が国内外で行われています。参考資料として適宜ご参照ください。

(1) 各国における SDGs の進捗状況を可視化した事例

SDSN（Sustainable Development Solutions Network）とベルテルスマン財団が発行する Sustainable Development Report では、毎年グローバル指標を用いて測定した各国の SDGs の進捗状況が公表されています。ウェブサイト上でダッシュボードも閲覧できます。



SDSN（Sustainable Development Solutions Network） SDG INDEX, <https://www.sdginde.org/>

(2) 日本における SDGs の進捗状況を可視化した事例

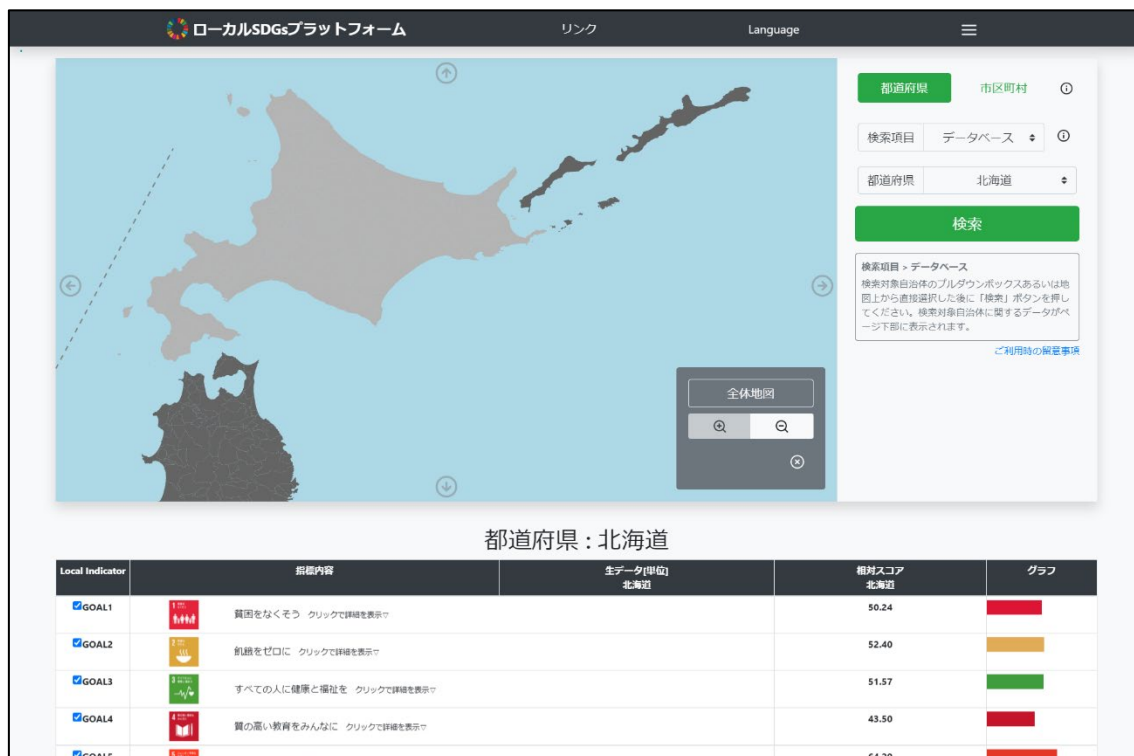
外務省が管理・運用している JAPAN SDGs Action Platform では、グローバル指標を用いて測定した日本の SDGs の進捗状況が公表されています。また、グローバル指標を日本で活用する際の定義が付記されており、この定義は本指標リスト上でも「ナショナルデータベースにおける定義」として掲載しています。



外務省 JAPAN SDGs Action Platform, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>

(3) 日本の自治体における SDGs の進捗状況を可視化した事例

法政大学川久保研究室が環境研究総合推進費による支援を受けて開発し、運用している Local SDGs Platform では、ローカル指標を用いて測定した国内の自治体の SDGs の進捗状況が公開されています。また、SDGs に取り組む自治体のリンク集等も掲載されています。SDG Indicator DB では全国の自治体の独自指標がデータベースとして公開されています。



法政大学川久保研究室 Local SDGs Platform, <https://local-sdgs.jp/> SDGs Indicator DB, <https://sdg-db.net/>

指標リスト



Goal 1「貧困をなくそう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	1.1 2030 年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	1.1.1 国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合(性別、年齢、雇用形態、地理的ロケーション(都市/地方)別)	ND1.1.1 未整備
	1.2 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	1.2.1 各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合(性別、年齢別)	ND1.2.1 未整備
		1.2.2 各国の定義に基づき、あらゆる次元で貧困ラインを下回って生活している男性、女性及び子供の割合(全年齢)	ND1.2.2 未整備
	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	1.3.1 社会保障制度によって保護されている人口の割合(性別、子供、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別)	ND1.3.1 社会保険制度(医療保険、介護保険、年金)のカバレッジを掲載。 ※1 医療保険に加入していない生活保護受給者については、生活保護制度によってカバーされている。 ※2 介護保険の適用除外となる障害者支援施設入所者等については、障害福祉サービス等によって別途カバーされている。 ※3 年金については、20～59 歳の国内居住の者については、加入義務が課されている。加入する制度の変更等により、一時的に非加入の者等が存在する。
	1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	1.4.1 基礎的サービスにアクセスできる世帯に住んでいる人口の割合	ND1.4.1 未整備
		1.4.2 (a)土地に対し、法律上認められた書類により、安全な所有権を有している全成人の割合(性別、保有の種類別) (b) 土地の権利が安全であると認識している全成人の割合(性別、保有の種類別)	ND1.4.2 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 1.1.1	候補指標を継続検討中		
LI 1.2.1	年間収入 100 万円未満の世帯割合 (年間収入 100 万円未満の世帯数／総世帯数) ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	市区町村	総務省統計局 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 1.2.2	候補指標を継続検討中		
LI 1.3.1.1	第1号介護保険の被保険者割合 (第1号被保険者数／65 歳以上人口)	都道府県	厚生労働省 「介護保険事業状況報告」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/84-1.html
LI 1.3.1.2	20-59 歳における公的年金加入率 ((15 歳以上の加入者－60 歳以上の加入者)／20～59 歳人口)	都道府県	総務省 「公的年金加入状況等調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/141-1.html
LI 1.4.1	候補指標を継続検討中		
LI 1.4.2	候補指標を継続検討中		



Goal 1「貧困をなくそう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	1.5.1 10 万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数(指標 11.5.1 及び 13.1.1 と同一指標)	ND1.5.1 人口 10 万人あたりの災害によって死亡した、行方不明になった、又は直接被害を受けた者の数を測定する。
		1.5.2 グローバル GDP に関する災害による直接的経済損失	ND1.5.2 GDP に対する災害に起因する直接的な経済損失の割合を測定する。
		1.5.3 仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数(指標 11.b.1 及び 13.1.2 と同一指標)	ND1.5.3 仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った、国レベルの防災(DRR)戦略を採用し実施する国の数を測定する。
		1.5.4 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合(指標 11.b.2 及び 13.1.3 と同一指標)	ND1.5.4 仙台防災枠組 2015-2030 に沿った地方レベルの防災(DRR)戦略を採択し実施する地方政府の割合を測定する。
	1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	1.a.1 貧困削減に焦点を当てた、全てのドナーからの政府開発援助(ODA) 贈与合計(受益国の国民総所得に占める割合)	ND1.a.1 貧困削減に焦点を当てた ODA 贈与の合計額および対 GNI 比。貧困削減に関する分野は、基礎的社会サービス(基礎保健、基礎教育、基礎的な水と衛生(上下水道)、人口プログラム及びリプロダクティブ・ヘルス)並びに開発目的の食糧援助として定義付けられる。
		1.a.2 総政府支出額に占める、必要不可欠なサービス(教育、健康、及び社会的な保護)への政府支出総額の割合	ND1.a.2 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 1.5.1	人口 1 人当たりの自然災害による死者・行方不明者数(5 か年平均) (自然災害による死者・行方不明者数／総人口)	都道府県	総務省消防庁 「消防白書」 https://www.fdma.go.jp/publication/
LI 1.5.2	県内総生産当たりの自然災害による被害額(5 か年平均) (自然災害による被害額／県内総生産)	都道府県	総務省消防庁 「消防白書」 https://www.fdma.go.jp/publication/
LI 1.5.3.1	防災訓練実施回数	都道府県	総務省消防庁 「地方防災行政の現況」 https://www.fdma.go.jp/publication/bousai/
LI 1.5.3.2	防災カルテを作成している市区町村の割合 (防災カルテ作成市区町村数／市区町村数)	都道府県	総務省消防庁 「地方防災行政の現況」 https://www.fdma.go.jp/publication/bousai/
LI 1.5.4	自主防災組織活動カバー率	都道府県	総務省消防庁 「地方防災行政の現況」 https://www.fdma.go.jp/publication/bousai/
LI 1.a.1	候補指標を継続検討中		
LI 1.a.2.1	人口 1 人当たりの衛生費 (衛生費／総人口)	市区町村	総務省 「市町村別決算状況調」 http://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_2.html
LI 1.a.2.2	人口 1 人当たりの教育費 (教育費／総人口)	市区町村	総務省 「市町村別決算状況調」 http://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_2.html



Goal 1「貧困をなくそう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。	1.b.1 貧困層のための公共社会支出	ND1.b.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 1.b.1	人口 1 人当たりの生活保護費 (生活保護費／総人口)	市区町村	総務省 「市町村別決算状況調」 http://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_2.html
LI 1.x.1	世帯当たりの預貯金残高	都道府県	総務省 「全国家計構造調査」 https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/index.html
LI 1.x.2	エンゲル係数 (食料への支出／消費支出)	都道府県	総務省 「全国家計構造調査」 https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/index.html



Goal 2「飢餓をゼロに」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	2.1.1 栄養不足蔓延率(PoU)	ND2.1.1 未整備
		2.1.2 食料不安の経験尺度(FIES)に基づく、中程度又は重度な食料供給不足の蔓延度	ND2.1.2 食料不安の経験尺度(FIES)に基づいて、参照期間中に中程度又は重度なレベルの食料不安を経験した国民の割合として定義される。FIES は、国境を越えて食料不安のレベルを比較するために、「飢餓プロジェクトの声(VOH)」の下で国連食糧農業機関(FAO)によって開発された測定基準である。
	2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	2.2.1 5歳未満の子供の発育阻害の蔓延度(WHO 子ども成長基準で、年齢に対する身長が中央値から標準偏差-2未満)	ND2.2.1 WHO 子ども成長基準で年齢に対する身長が中央値から標準偏差-2未満の5歳児の割合
		2.2.2 5歳未満の子供の栄養不良の蔓延度(WHO の子ども成長基準で、身長に対する体重が、中央値から標準偏差+2超又は-2未満)(タイプ別(やせ及び肥満))	ND2.2.2 未整備
		2.2.3 15～49歳の女性における貧血の蔓延度(妊娠状況別、%)	ND2.2.3 血色素量(血中ヘモグロビン濃度)が12.0mg/dL未満となっている20～49歳の女性の割合(貧血治療のための薬の使用を含む)

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 2.1.1.1	栄養失調及びビタミン欠乏症における総患者割合 (栄養失調及びビタミン欠乏症における総患者数／総人口)	都道府県	厚生労働省 「患者調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20.html
LI 2.1.1.2	給食施設における栄養士の有無 (総施設数ー管理栄養士・栄養士がどちらもいない施設数)/総施設数)	都道府県	厚生労働省 「衛生行政報告例」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html
LI 2.1.2	候補指標を継続検討中		
LI 2.2.1	5 歳児童における痩身傾向児の出現率	都道府県	文部科学省 「学校保健統計」 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm
LI 2.2.2	栄養状態が不良な 5 歳児の割合	都道府県	文部科学省 「学校保健統計」 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm
LI 2.2.3	15～44 歳の女性人口 10 万人当たりの貧血の受療率 (15～44 歳の女性における鉄欠乏性貧血の推計患者数／ 15～44 歳の女性総人口)×100,000)	都道府県	厚生労働省 「患者調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20.html



Goal 2「飢餓をゼロに」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	2.3.1 農業/牧畜/林業企業規模の分類ごとの労働単位あたり生産額	ND2.3.1 未整備
		2.3.2 小規模食料生産者の平均的な収入(性別、先住民・非先住民の別)	ND2.3.2 未整備
	2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を实践する。	2.4.1 生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合	ND2.4.1 未整備
	2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	2.5.1 中期又は長期保存施設に保存されている食料及び農業のための(a)植物及び(b)動物の遺伝資源の数	ND2.5.1 遺伝資源を保存するために設置された中長期保存施設に保存されている食料及び農業のための植物及び動物の遺伝資源の数として定義される。
		2.5.2 絶滅の危機にあると分類された在来種の割合	ND2.5.2 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 2.3.1.1	農業従事者 1 人当たりの農業産出額 (農業産出額／農業従事者数)	市区町村	農林水産省 「市町村別農業産出額(推計)」 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html 農林水産省 「農林業センサス」 http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/
LI 2.3.1.2	林業就業人口 1 人当たりの林業産出額 (林業産出額(栽培きのご類生産を除く)／林業就業人口)	都道府県	農林水産省 「林業産出額」 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/ringyou_sansyutu/ 総務省 「国勢調査」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html
LI 2.3.2	候補指標を継続検討中		
LI 2.4.1.1	農業従事者 1 人当たりの経営耕地面積 (販売農家の経営耕地面積／農業従事者数)	市区町村	農林水産省 「農林業センサス」 http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/
LI 2.4.1.2	有機 JAS ほ場の面積割合 (国内における有機 JAS ほ場の面積／耕地面積)	都道府県	農林水産省 「国内における有機JASのほ場面積」 https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yyuuki-15.pdf 農林水産省 「作物統計調査」 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/index.html
LI 2.5.1	候補指標を継続検討中		
LI 2.5.2	候補指標を継続検討中		



Goal 2「飢餓をゼロに」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜の遺伝・バンクへの投資の拡大を図る。	2.a.1 政府支出における農業指向指数	ND2.a.1 政府支出における農業指向指数(AOI)は、林業、漁業及び狩猟を含む農業について、政府支出における農業が占める比率をGDPにおける農業が占める比率で除したもの、として定義される。
		2.a.2 農業部門への公的支援の全体的な流れ(ODA及び他の公的支援の流れ)	ND2.a.2 農業分野へのODA支出総額の合計
	2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。	2.b.1 農業輸出補助金	ND2.b.1 農業輸出補助金は、世界貿易機関(WTO)農業協定第1条パラグラフ(e)に定義されている。加盟国は、表ES:1及び補助表ES:2により、輸出補助に関する予算支出額及び輸出補助金が支出された製品の輸出量についてWTOに対して報告。
	2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	2.c.1 食料価格の変動指数(IFPA)	ND2.c.1 食料価格の変動指数(IFPA)は、一定期間の食料価格で発生する、異常に高い又は低い価格を特定するもの。

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 2.a.1	投資額に対する農業産出額 (農業産出額／農業基盤整備に対する投資額)	都道府県	農林水産省 「生産農業所得統計」 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/nougyou_sansyutu/index.html 総務省 「行政投資実績」 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02gyosei09_04000021.html
LI 2.a.2	候補指標を継続検討中		
LI 2.b.1	候補指標を継続検討中		
LI 2.c.1	候補指標を継続検討中		
LI 2.x.1	農業従事者(自営農業に従事した世帯員数)の平均年齢	都道府県	農林水産省 「農業構造動態調査」 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukou/
LI 2.x.2	食料自給率(カロリーベース)	都道府県	農林水産省 「都道府県の食料自給率」 https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/zikyu_10.html
LI 2.x.3	食料自給率(生産額ベース)	都道府県	農林水産省 「都道府県の食料自給率」 https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/zikyu_10.html



Goal 3「すべての人に健康と福祉を」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。	3.1.1 妊産婦死亡率	ND3.1.1 年間の妊娠中または妊娠終了後満 42 日未満に、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化した全ての原因による妊産婦死亡の数を出生 10 万人当たりで表したものの。
		3.1.2 専門技能者の立会いの下での出産の割合	ND3.1.2 熟練した医療従事者の立ち会いの下での出産の割合とは、救命的な産科医療の提供に当たって、訓練された保健医療従事者が立ち会う分娩の割合をいい、妊娠、分娩及び産褥期における女性への必要な監督、ケア及び助言の提供、分娩の実施、並びに新生児ケアの提供が含まれるものである。
	3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	3.2.1 5歳未満児死亡率	ND3.2.1 5歳未満児死亡率(U5MR)は、ある年に生まれた子どもが、現在の年齢別死亡率で死亡していった場合に、5歳に到達する前に死亡する確率をいう。
		3.2.2 新生児死亡率	ND3.2.2 新生児死亡率(NMR)は、ある年に生まれた子どもが、現在の年齢別死亡率で死亡していった場合に、4週に到達する前に死亡する確率をいう。
	3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	3.3.1 非感染者 1,000 人当たりの新規 HIV 感染者数(性別、年齢及び主要層別)	ND3.3.1 年間の新規 HIV 感染者数として定義される。
		3.3.2 10 万人当たりの結核感染者数	ND3.3.2 人口 10 万人当たりの結核感染者数とは、特定の年に発生した新規及び再発性結核(HIVに感染しているケースを含む全ての結核)の推定数を 10 万人当たりで表したものである。
		3.3.3 1,000 人当たりのマラリア感染者数	ND3.3.3 現在、提供できるデータがありません
		3.3.4 10 万人当たりのB型肝炎感染者数	ND3.3.4 人口 10 万人当たりの肝炎ウイルス新規感染者数(E型肝炎ウイルス及びA型肝炎ウイルスを除く)と、B型肝炎ウイルスの持続感染者(B型肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変、肝がん患者のうち、治療を受けている患者数)の和と定義する。
		3.3.5 「顧みられない熱帯病」(NTDs)に対して介入を必要としている人々の数に対して介入を必要としている人々の数	ND3.3.5 WHO の NTD ロードマップ及び WHO 総会決議の対象となっている、顧みられない熱帯病(NTDs)の治療及びケアを必要としている人々の数として定義されている。

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 3.1.1	出生数 10 万人当たりの妊産婦死亡数 ((妊産婦死亡数／出生数)×100,000)	都道府県	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
LI 3.1.2	医師、助産師の立会いの下で生まれた子供の割合 (医師、助産師の立会いの下で生まれた子供の数／出生数)	都道府県	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
LI 3.2.1	5 歳未満児死亡率 (5 歳未満児死亡数／5 歳未満人口)	市区町村	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
LI 3.2.2	新生児死亡率 (新生児死亡数／出生数)	都道府県	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
LI 3.3.1	人口 1,000 人当たりの HIV 感染者数 ((HIV 感染者数／総人口)×1,000)	都道府県	厚生労働省 「エイズ動向委員会報告」 https://api-net.jfap.or.jp/status/japan/index.html
LI 3.3.2	人口 10 万人当たりの結核感染者数 ((結核感染者数／総人口)×100,000)	都道府県	厚生労働省 「結核登録者情報調査年報集計結果」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index.html
LI 3.3.3	人口 1,000 人当たりのマラリアによる死亡者数 ((マラリアによる死亡者数／日本人人口)×1,000)	都道府県	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
LI 3.3.4	人口 10 万人当たりの B 型肝炎による死亡者数 ((B 型肝炎による死亡者数／日本人人口)×100,000)	都道府県	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
LI 3.3.5	候補指標を継続検討中		



Goal 3「すべての人に健康と福祉を」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	3.4.1 心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡率	ND3.4.1 年間の死亡者年齢 30～69 歳(集団)の死因(心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の合計)死亡数を日本人人口で除したものであり、10 万人当たりで表される。
		3.4.2 自殺率	ND3.4.2 年間の自殺死亡者数を日本人人口で除したものであり、10 万人当たりで表される。
	3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	3.5.1 物質使用障害に対する治療介入(薬理的、心理社会的、リハビリ及びアフターケア・サービス)の適用範囲	ND3.5.1 未整備
		3.5.2 15 歳以上の人口一人当たり年間純アルコール消費量(ℓ)	ND3.5.2 1年間(年度)の純アルコール量における、20 歳以上の1人当たりのアルコール消費量とする。
	3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	3.6.1 道路交通事故による死亡率	ND3.6.1 年間の「路上交通事故による死亡」者数を日本人人口で除したものであり、人口 10 万人当たりで表される。
	3.7 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。	3.7.1 近代的手法によって、家族計画についての自らの要望が満たされている出産可能年齢(15～49 歳)にある女性の割合	ND3.7.1 結婚または婚約している 15～49 歳の妊娠可能年齢女性で家族計画が必要な人のうち、近代的方法で家族計画ができている人の割合。
		3.7.2 女性 1,000 人当たりの青年期(10～14 歳;15～19 歳)の出生率	ND3.7.2 女性人口千人当たりの母の年齢階級が「15～19 歳」の年次別出生率及び母の年齢が 14 歳以下の出生数。 10～14 歳の女性人口千人当たりの出生率については算出しておらず、14 歳以下の出生数のみ把握が可能。

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 3.4.1.1	人口 10 万人当たりの心血管疾患による死亡者数 ((心疾患による死亡者数/日本人人口)×100,000)	都道府県	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
LI 3.4.1.2	人口 10 万人当たりの癌による死亡者数 ((癌による死亡者数/日本人人口)×100,000)	都道府県	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
LI 3.4.1.3	人口 10 万人当たりの糖尿病による死亡者数 ((糖尿病による死亡者数/日本人人口)×100,000)	都道府県	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
LI 3.4.1.4	人口 10 万人当たりの呼吸器系疾患による死亡者数	都道府県	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
LI 3.4.2	人口 10 万人当たりの自殺者数	都道府県	警察庁 「自殺者数」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/jisatsu.html
LI 3.5.1	候補指標を継続検討中		
LI 3.5.2	候補指標を継続検討中		
LI 3.6.1	人口 10 万人当たりの交通事故死亡者数 ((交通事故死者数/総人口)×100,000)	市区町村	公益財団法人交通事故総合分析センター 「全国市区町村別交通事故死者数」 https://www.itarda.or.jp/itardainfomation
LI 3.7.1	候補指標を継続検討中		
LI 3.7.2.1	合計特殊出生率	都道府県	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
LI 3.7.2.2	19 歳以下の女性の出生率 (19 歳以下の女性の出生数/15～19 歳の女性人口)	都道府県	厚生労働省 「人口動態調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html



Goal 3「すべての人に健康と福祉を」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。	3.8.1 必要不可欠な保健サービスによってカバーされる対象人口の割合	ND3.8.1 必要不可欠な保健サービスのカバー率は、一般及び最も不利な立場の人々についての、生殖、妊婦、新生児及び子供の健康、感染症、非感染性疾患、サービス能力とアクセスを含む追跡可能な介入を基にした必要不可欠なサービスの平均的カバー率と定義される。 0-100 のスケールのインデックス(UHCサービスカバレッジインデックス)で示され、ヘルスサービスカバレッジの14分野のインディケーターの幾何平均から計算される。
		3.8.2 家計の支出又は所得に占める健康関連支出が大きい人口の割合	ND3.8.2 家計の支出に対する健康関連支出の割合が (1) 10%超及び(2) 25%超の人口の割合。
	3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	3.9.1 家庭内及び外部の大気汚染による死亡率	ND3.9.1 未整備
		3.9.2 安全ではない水、安全ではない公衆衛生及び衛生知識不足(安全ではない WASH(基本的な水と衛生)にさらされていること)による死亡率	ND3.9.2 年間の「安全ではない水、安全ではない公衆衛生及び衛生知識不足(安全ではない WASH(基本的な水と衛生)にさらされていること)による」と定義されている死亡者数を日本人人口で除したものであり、人口 10 万人当たりで表される。
		3.9.3 意図的ではない汚染による死亡率	ND3.9.3 年間の「意図的ではない汚染」と定義されている死亡数を日本人人口で除したものであり、人口 10 万人当たりで表される。
	3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	3.a.1 15 歳以上の現在の喫煙率(年齢調整されたもの)	ND3.a.1 現在習慣的に喫煙している20歳以上の者(たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者)の割合。

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 3.8.1	1人当たり年齢調整後医療費	都道府県	厚生労働省 「医療費の地域差分析」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/database/iryomap/index.html
LI 3.8.2	1世帯当たり1か月間の健康関連支出 ((医薬品+保健医療サービス+健康保持用摂取品+健康医療用品・器具)への支出/支出)	都道府県	総務省 「全国家計構造調査」 https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/index.html
LI 3.9.1.1	人口1人当たりの大気汚染による苦情件数 (大気汚染による苦情件数/人口)	都道府県	総務省公害等調整委員会 「公害苦情調査」 http://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/main.html
LI 3.9.1.2	人口1人当たりの水質汚濁による苦情件数 (水質汚濁による苦情件数/人口)	都道府県	総務省公害等調整委員会 「公害苦情調査」 http://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/main.html
LI 3.9.1.3	人口1人当たりの土壌汚濁による苦情件数 (土壌汚濁による苦情件数/人口)	都道府県	総務省公害等調整委員会 「公害苦情調査」 http://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/main.html
LI 3.9.2	候補指標を継続検討中		
LI 3.9.3	候補指標を継続検討中		
LI 3.a.1	喫煙率 (喫煙者数/20歳以上人口)	都道府県	厚生労働省 「国民生活基礎調査」 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html



Goal 3「すべての人に健康と福祉を」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) 及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	3.b.1 各国の国家計画に含まれる全てのワクチンによってカバーされている対象人口の割合	ND3.b.1 定期の予防接種 (予防接種法に基づく予防接種) の実施率。各年度における定期の予防接種の実施人口を、対象人口で除したものと表される。
		3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門への純 ODA の合計値	ND3.b.2 医療研究及び基礎保健の分野への ODA 支出総額の合計
		3.b.3 持続可能な水準で、関連必須医薬品コアセットが入手可能かつその価格が手頃である保健施設の割合	ND3.b.3 未整備
	3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。	3.c.1 医療従事者の密度と分布	ND3.c.1 未整備
	3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	3.d.1 国際保健規則 (IHR) キャパシティと健康危機への備え	ND3.d.1 ある一時点で確認した、IHR (国際保健規則) に規定されている 13 のコアキャパシティの達成率。
		3.d.2 選択抗菌薬耐性菌による血流感染の割合	ND3.d.2 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 3.b.1	人口 10 万人当たりの薬剤師数	市区町村	厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師統計(旧:医師・歯科医師・薬剤師調査)」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20.html
LI 3.b.2	候補指標を継続検討中		
LI 3.b.3	候補指標を継続検討中		
LI 3.c.1.1	人口 10 万人当たりの医師数	市区町村	厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師統計(旧:医師・歯科医師・薬剤師調査)」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20.html
LI 3.c.1.2	人口 10 万人当たりの看護師数 ((就業看護師数 + 就業准看護師数) / 総人口) × 100,000)	都道府県	厚生労働省 「衛生行政報告例」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html
LI 3.c.1.3	無医地区数	市区町村	厚生労働省 「無医地区等調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/76-16.html
LI 3.d.1	候補指標を継続検討中		
LI 3.d.2	候補指標を継続検討中		
LI 3.x.1	人口 1 人当たりの災害拠点病院数 (災害拠点病院数 / 総人口)	都道府県	厚生労働省 「災害拠点病院一覧」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089060.html
LI 3.x.2	人口 1 人当たりの国民医療費	都道府県	厚生労働省 「国民医療費」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/37-21.html



Goal 3「すべての人に健康と福祉を」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する			

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 3.x.3	後期高齢者 1 人当たりの医療費	都道府県	厚生労働省 「後期高齢者医療事業状況報告」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kouki_houkoku.html
LI 3.x.4	国民健康保険診療費(被保険者100人当たり)	都道府県	厚生労働省 「国民健康保険事業年報・月報」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kokumin_nenpo.html
LI 3.x.5	特定健康診査実施率	都道府県	厚生労働省 「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03092.html
LI 3.x.6	介護予防に資する通いの場への参加率	都道府県	厚生労働省 「介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html
LI 3.x.7	BMI の平均値(男性) (BMI-22)	都道府県	厚生労働省 「国民健康・栄養調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-eisei.html
LI 3.x.8	BMI の平均値(女性) (BMI-22)	都道府県	厚生労働省 「国民健康・栄養調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-eisei.html
LI 3.x.9	平均寿命(男性)	市区町村	厚生労働省 「生命表(加工統計)」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list54-57.html
LI 3.x.10	平均寿命(女性)	市区町村	厚生労働省 「生命表(加工統計)」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list54-57.html



Goal 4「質の高い教育をみんなに」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 4 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	4.1 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	4.1.1 (i)読解力、(ii)算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若者の割合(性別ごと) (a)2～3学年時、(b)小学校修了時、(c)中学校修了時	ND4.1.1 小学校4年生及び中学校2年生において、算数・数学について、最低限の習熟度に達している子供又は若者の割合。
		4.1.2 修了率(初等教育、前期中等教育、後期中等教育)	ND4.1.2 未整備
	4.2 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	4.2.1 健康、学習及び心理社会的な幸福について、順調に発育している満2歳以上満5歳未満の子供の割合(性別ごと)	ND4.2.1 未整備
		4.2.2 (小学校に入学する年齢より1年前の時点で)体系的な学習に参加している者の割合(性別ごと)	ND4.2.2 体系的な学習プログラムに参加している、初等教育への理論的な入学年齢よりも1歳若い年齢の子供の割合として定義される。日本においては、5 歳児人口における幼稚園(特別支援学校幼稚部含む、以下同じ)、保育所、幼保連携型認定こども園に在籍している者の割合と定義される。
	4.3 2030 年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	4.3.1 過去 12 か月に学校教育や学校教育以外の教育に参加している若者又は成人の割合(性別ごと)	ND4.3.1 一定期間中に、特定の年齢層が学校教育や学校教育以外の教育に参加した割合として定義される。日本においては、経済協力開発機構(OECD)が 2011 年度に実施した国際成人力調査(PIAAC)に基づき、この調査の参加者のうち、過去 12 か月の間に学校教育や学校教育外の教育に参加していると回答した成人(25～65 歳)の割合と定義される。
	4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	4.4.1 ICT スキルを有する若者や成人の割合(スキルのタイプ別)	ND4.4.1 12 歳以上の調査対象者に占めるICTスキル別の割合

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 4.1.1	候補指標を継続検討中		
LI 4.1.2	中等教育修了者率 ((高等学校卒業生数+中等教育学校卒業生数)/18 歳人口)	都道府県	文部科学省 「学校基本統計」 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
LI 4.2.1	5 歳未満の入院者割合 (5 歳未満の入院者数/5 歳未満人口)	都道府県	厚生労働省 「患者調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20.html
LI 4.2.2	保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園登園割合 (保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園の在学・在学者数/6 歳以下人口)	都道府県	文部科学省 「学校基本統計」 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm 厚生労働省 「社会福祉施設等調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html
LI 4.3.1	求職者 1 人当たりの職業訓練費 (職業訓練費/求職者(就業希望者)人口)	都道府県	総務省 「都道府県別決算状況調」 http://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_1.html 総務省 「就業構造基本調査」 https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/index.html
LI 4.4.1	教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数 (生徒数/コンピュータ数)	市区町村	文部科学省 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1287351.htm



Goal 4「質の高い教育をみんなに」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 4. 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	4.5.1 詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のための、パリティ指数(女性/男性、地方/都市、富の五分位数の底/トップ、またその他に、障害状況、先住民、紛争の影響を受けた者等の利用可能なデータ)	ND4.5.1 基礎指標について、あるグループの値に対する異なるグループの値の比として定義される。日本においては 4.3.1 を基礎指標とし、当該指標における男性の参加率に対する女性の参加率の比として定義される。
	4.6 2030 年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	4.6.1 実用的な(a)読み書き能力、(b)基本的計算能力において、少なくとも決まったレベルを達成した所定の年齢層の人口の割合(性別ごと)	ND4.6.1 特定の年齢層において(a)読み書き能力、(b)基本的計算能力が一定の習熟度を超えた割合として定義される。日本においては、経済協力開発機構(OECD)が 2011年度に実施した国際成人力調査(PIAAC)に基づき、この調査の参加者のうち、(a)読解力、又は(b)数的思考力の習熟度レベル1以上の 16～65 歳の割合として定義される。
	4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	4.7.1 (i)地球市民教育及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、主流化されているレベル(指標 12.8.11 及び 13.3.1 と同一指標)	ND4.7.1 未整備
	4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	4.a.1 基礎的サービスを提供している学校の割合(サービスの種類別)	ND4.a.1 以下の施設・設備へのアクセスが可能な、教育段階別(初等教育、前期中等教育、後期中等教育)の学校の割合。 (a)電気、(b)教育目的のインターネット、(c)教育目的のコンピュータ、(d)障害を持っている学生のための適切な設備・教材、(e)基本的な飲料水、(f)男女別の基本的なトイレ、(g)基本的な手洗い設備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 4.5.1.1	高校の男女比に関するバリティ指数 (1 - (高校の女子生徒数 / 男子生徒数))	都道府県	文部科学省 「学校基本統計」 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
LI 4.5.1.2	大学の男女比に関するバリティ指数 (1 - (大学の女子学生数 / 男子学生数))	都道府県	文部科学省 「学校基本統計」 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
LI 4.6.1	候補指標を継続検討中		
LI 4.7.1	人口 1 人当たりの社会教育施設割合 ((公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センターの合計) / 総人口)	都道府県	文部科学省 「社会教育調査」 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/index.htm
LI 4.a.1.1	学校におけるインターネット接続率(光ファイバ回線)	市区町村	文部科学省 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhouka/1259933.htm
LI 4.a.1.2	人口 1 人当たりの特別支援学校数 (特別支援学校数 / 総人口)	都道府県	文部科学省 「学校基本統計」 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
LI 4.a.1.3	小中学校学生 1 人当たりのトイレ数 (小中学校のトイレ数 / 小中学校児童生徒数)	市区町村	文部科学省 「公立小中学校施設のトイレの状況調査」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1334433_00001.htm 文部科学省 「学校基本統計」 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm



Goal 4「質の高い教育をみんなに」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール4 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	4.b 2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術 (ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。	4.b.1 奨学金のための ODA フローの量 (部門と研究タイプ別)	ND4.b.1 未整備
	4.c 2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。	4.c.1 最低限の資格を有する教員の割合 (教育段階別)	ND4.c.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 4.b.1	候補指標を継続検討中		
LI 4.c.1	都道府県別「教員の ICT 活用指導力」の状況 (「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合 の大項目別平均)	都道府県	文部科学省 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhouka/1259933.htm
LI 4.x.1	生徒 1 人当たりの教員数(小中学校)	都道府県	文部科学省 「学校基本統計」 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
LI 4.x.2	CEFR A1レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒 数の割合(中学生)	都道府県	文部科学省 「英語教育実施状況調査」 https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1415043.htm
LI 4.x.3	1日10分以上読書する児童生徒の割合(小中学生) ($(\text{読書する児童数} + \text{読書する生徒数}) / (\text{小学生数} + \text{中学生数})$)	都道府県	文部科学省 「全国学力・学習状況調査」 https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html



Goal 5「ジェンダー平等を実現しよう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	5.1.1 性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか	ND5.1.1 ジェンダーの平等を促進、実施及び監視する法的枠組みを整備する政府の取り組みを測定するもの。
	5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	5.2.1 これまでにパートナーを得た15歳以上の女性や少女のうち、過去12か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合（暴力の形態、年齢別）	ND5.2.1 過去1年以内に配偶者からの身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要の被害経験のある女性の割合
		5.2.2 過去12か月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた15歳以上の女性や少女の割合（年齢、発生場所別）	ND5.2.2 無理やり性交等された被害経験があり、加害者が配偶者・元配偶者以外の女性の割合
	5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	5.3.1 15歳未満、18歳未満で結婚又はパートナーを得た20～24歳の女性の割合	ND5.3.1 人口動態調査の調査年に届出をした妻の同居時年齢が24歳以下の婚姻件数（日本では、女性の婚姻は、民法上16歳以上とされていることから届出時年齢が16歳未満の婚姻は把握していない。）
		5.3.2 女性性器切除を受けた15-49歳の少女や女性の割合（年齢別）	ND5.3.2 未整備
	5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	5.4.1 無償の家事・ケア労働に費やす時間の割合（性別、年齢、場所別）	ND5.4.1 男性と女性による無給の家事及び介護労働に1日に費やされた時間の割合。

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 5.1.1	女性活躍推進計画の策定有無	市区町村	内閣府 「女性活躍推進法―「見える化」サイト―」 http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/suishin_kyogikai/suishin_sakutei.html
LI 5.2.1	人口1人当たりの配偶者からの暴力相談件数 (配偶者からの暴力相談件数/総人口)	都道府県	内閣府 「配偶者からの暴力被害者支援情報」 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/01.html
LI 5.2.2	人口1人当たりの強制わいせつ・強制性交等罪の認知件数 (強制わいせつの認知件数+強制性交等罪の認知件数) /総人口)	都道府県	警察庁 「犯罪統計」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html
LI 5.3.1	18歳未満で結婚した女性の割合 (18歳未満で結婚した女性/女性人口)	都道府県	総務省 「国勢調査」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html
LI 5.3.2	候補指標を継続検討中		
LI 5.4.1.1	家事従事者に関するジェンダー・パリティ指数 (家事に従事する女性の人数/女性の労働力人口)/(家事に従事する男性の人数/男性の労働力人口)	都道府県	総務省 「国勢調査」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html
LI 5.4.1.2	待機児童数割合 (待機児童数/5歳以下人口)	都道府県	厚生労働省 「保育所等関連状況取りまとめ」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20600.html
LI 5.4.1.3	出生数当たりの育児休業等制度利用者数(男性) (育児休業等制度利用者数/出生数)	都道府県	総務省 「就業構造基本調査」 https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/index.html 総務省 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html
LI 5.4.1.4	家事関連に費やす時間の男女差 (1-(女性の「家事」「買い物」「介護・看護」「育児」時間の合計/男性の「家事」「買い物」「介護・看護」「育児」時間の合計))	都道府県	総務省 「社会生活基本調査」 https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/index.html



Goal 5「ジェンダー平等を実現しよう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	5.5.1 国会及び地方議会において女性が占める議席の割合	ND5.5.1 (a): 衆議院議員に占める女性議員の割合、(b): 地方議会議員の総議員数に占める女性議員の割合
		5.5.2 管理職に占める女性の割合	ND5.5.2 管理的職業従事者*に占める女性の割合。 *管理的職業従事者: 事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。
	5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	5.6.1 性的関係、避妊、リプロダクティブ・ヘルスケアについて、自分で意思決定を行うことのできる15歳～49歳の女性の割合	ND5.6.1 未整備
		5.6.2 15歳以上の女性及び男性に対し、セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスケア、情報、教育を保障する法律や規定を有する国の数	ND5.6.2 未整備
	5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	5.a.1 (a)農地への所有権又は保障された権利を有する総農業人口の割合(性別ごと)、(b)農地所有者又は権利者における女性の割合(所有条件別)	ND5.a.1 未整備
		5.a.2 土地所有及び/又は管理に関する女性の平等な権利を保障している法的枠組(慣習法を含む)を有する国の割合	ND5.a.2 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 5.5.1	地方公共団体の議会議員の女性の割合 ((女性の都道府県議会議員数+女性の市区町村議会議員数) / (都道府県議会議員数+市区町村議会議員数))	都道府県	総務省 「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/syozoku/ichiran.html
LI 5.5.2	役員の女性の割合 (女性の役員数/役員数)	市区町村	総務省 「国勢調査」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html
LI 5.6.1	候補指標を継続検討中		
LI 5.6.2	候補指標を継続検討中		
LI 5.a.1	女性の農業経営者割合 (女性農業経営者数/全農業経営者数)	市区町村	農林水産省 「農林業センサス」 http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/
LI 5.a.2	持ち家を持っている世帯のうち家計を主に女性が支えている世帯の割合 (持ち家を持っている世帯のうち家計を主に女性が支えている世帯/全世帯数)	都道府県	国土交通省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html



Goal 5「ジェンダー平等を実現しよう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う	5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	5.b.1 携帯電話を所有する個人の割合（性別ごと）	ND5.b.1 携帯電話の男女別の保有割合
	5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	5.c.1 ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための公的資金を監視、配分するシステムを有する国の割合	ND5.c.1 この指標は、公的財務管理周期を通じて「ジェンダー平等及び女性の能力強化」（gender equality and women's empowerment, GEWE）のための予算配分の変化を把握し、それらを公表している国の割合として定義される・3つの基準に沿って、以下のとおり表わされる。 ①3つ全ての基準を満たす場合は2:「完全に要件を満たす」 ②1～2の基準を満たす場合は1:「要件に近づいている」 ③1つも基準を満たさない場合は0:「要件を満たさない」

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 5.b.1	候補指標を継続検討中		
LI 5.c.1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業割合 (「えるぼし」認定企業数／企業数)	都道府県	厚生労働省 「女性活躍推進法への取組状況」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129028.html
LI 5.x.1	一般労働者の賃金額の男女比 (1 - (女性の所定内給与額／男性の所定内給与額))	都道府県	厚生労働省 「賃金構造基本調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html
LI 5.x.2	パートナーシップ制度人口カバー率	都道府県	渋谷区および認定特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ 「渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査」 https://nijibridge.jp/data/



Goal 6「安全な水とトイレを世界中に」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 6. 全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	6.1 2030 年までに、全ての人の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	6.1.1 安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合	ND6.1.1 水道事業により給水されている人口の割合
	6.2 2030 年までに、全ての人の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	6.2.1 (a)安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合、(b)石けんや水のある手洗い場を利用する人口の割合	ND6.2.1 未整備
	6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	6.3.1 安全に処理された家庭排水及び産業排水の割合	ND6.3.1 污水处理施設の普及率を測定するものとし、下水道、農業集落排水施設等を利用できる人口に合併処理浄化槽等を利用している人口を加えた値を、総人口で除すことで算出される。
		6.3.2 良質な水質を持つ水域の割合	ND6.3.2 本指標は、水質汚濁防止法に基づき、国及び地方公共団体が実施する公共用水域の水質調査結果から、人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準について達成状況を算出することで表される。
	6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	6.4.1 水の利用効率の経時変化	ND6.4.1 未整備
		6.4.2 水ストレスレベル: 淡水資源量に占める淡水採取量の割合	ND6.4.2 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 6.1.1	上水道普及率 (上水道給水人口／総人口)	都道府県	厚生労働省 「水道の基本統計」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/database/kihon/index.html
LI 6.2.1	人口 1 人当たりの公衆衛生費 (公衆衛生費／総人口)	都道府県	総務省 「都道府県別決算状況調」 http://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_1.html
LI 6.3.1	下水道処理人口普及率	市区町村	国土交通省 「下水道の普及状況」 http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewera_ge_tk_000104.html
LI 6.3.2.1	水質の健康項目達成状況 (健康項目(27 項目)の達成地点数(河川、湖沼、海域)／健康項目(27 項目)の調査地点数(河川、湖沼、海域))	都道府県	環境省 「公共用水域水質測定結果」 https://www.env.go.jp/water/suiiki/index.html
LI 6.3.2.2	水質の生活環境項目達成状況 (河川の BOD 達成水域数＋湖沼及び海域の COD 達成水域数)／(河川の BOD の類型指定水域数＋湖沼及び海域の COD の類型指定水域数)	都道府県	環境省 「公共用水域水質測定結果」 https://www.env.go.jp/water/suiiki/index.html
LI 6.4.1.1	給水人口 1 人あたりの平均水使用量 (生活用水使用量／給水人口)	都道府県	国土交通省 「日本の水資源の現況」 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000037.html
LI 6.4.1.2	製造業出荷額当たりの工業用水使用量 (工業用水使用量／製造業出荷額)	都道府県	国土交通省 「日本の水資源の現況」 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000037.html 内閣府 「県民経済計算」 https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html
LI 6.4.2	水資源利用率 (水使用量／水資源賦存量)	都道府県	国土交通省 「日本の水資源の現況」 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000037.html



Goal 6「安全な水とトイレを世界中に」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 6. 全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	6.5 2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	6.5.1 統合水資源管理 (IWRM) の度合い	ND6.5.1 統合水資源管理 (IWRM) の実行度指標は、0 (未実施) から 100 (完全実施) までのパーセント (%) で測定され、IWRM の開発から実施までの様々な段階で測定される。
		6.5.2 水資源協力のための運営協定がある越境流域の割合	ND6.5.2 未整備
	6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	6.6.1 水関連生態系範囲の経時変化	ND6.6.1 未整備
	6.a 2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	6.a.1 政府調整支出計画の一部である上下水道関連の ODA の総量	ND6.a.1 水と衛生分野への ODA 支出総額の合計
	6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	6.b.1 上下水道管理への地方コミュニティの参加のために制定し、運営されている政策及び手続のある地方公共団体の割合	ND6.b.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 6.5.1	水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画の策定有無	都道府県	内閣官房水循環政策本部事務局 「水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画一覧」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/category/planning_status/kouhyou_list.html
LI 6.5.2	候補指標を継続検討中		
LI 6.6.1	自然的土地利用割合 ((総面積－可住地面積)／総面積)	都道府県	総務省統計局 「社会生活統計指標-都道府県の指標-」 http://www.stat.go.jp/data/shihyou/index.html 国土交通省国土地理院 「全国都道府県市区町村別面積調」 https://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO-title.htm
LI 6.a.1	人口 1 人当たりの下水道費 (下水道費／総人口)	市区町村	総務省 「市町村別決算状況調」 http://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_2.html
LI 6.b.1	候補指標を継続検討中		
LI 6.x.1	湧水保全活動の実施有無	市区町村	環境省 「湧水保全ポータルサイト」 https://www.env.go.jp/water/yusui/index.html



Goal 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 7. 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	7.1 2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	7.1.1 電気を受電可能な人口比率	ND7.1.1 電気を受電可能な人口比率
		7.1.2 家屋の空気を汚さない燃料や技術に依存している人口比率	ND7.1.2 家屋の空気を汚さない燃料や技術に依存している人口比率
	7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	7.2.1 最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率	ND7.2.1 一次エネルギー供給量に占める再生可能エネルギー比率は、再生可能な資源から得られるエネルギーの供給量のパーセンテージである
	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	7.3.1 エネルギー強度 (GDP 当たりの一次エネルギー)	ND7.3.1 エネルギー強度は、実質 GDP (1 兆円) あたりの一次エネルギー国内供給量 (PJ) と定義する。

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 7.1.1	候補指標を継続検討中		
LI 7.1.2	候補指標を継続検討中		
LI 7.2.1.1	新エネルギー発電割合 (新エネルギー発電量／全てのエネルギー発電量)	都道府県	経済産業省資源エネルギー庁 「都道府県別発電実績」 http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/results.html
LI 7.2.1.2	世帯当たりの太陽光発電設置割合 (10kW 未満の太陽光発電設備導入件数／世帯数)	市区町村	経済産業省資源エネルギー庁 「再生可能エネルギー発電設備」 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/statistics/index.html
LI 7.2.1.3	太陽熱を利用した温水機器等がある住宅の割合 ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	市区町村	総務省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 7.2.1.4	太陽光を利用した発電機器がある住宅の割合 ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	市区町村	総務省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 7.3.1	県内総生産あたりのエネルギー消費量 (エネルギー消費量／県内総生産)	都道府県	経済産業省資源エネルギー庁 「都道府県別エネルギー消費統計」 http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/results.html#headline2



Goal 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール7. 全ての人々の、安価かつ信頼できる 持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	7.a 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	7.a.1 クリーンなエネルギー研究及び開発と、ハイブリッドシステムに含まれる再生可能エネルギー生成への支援に関する発展途上国に対する国際金融フロー	ND7.a.1 クリーンエネルギーの研究・開発及び再生可能エネルギー生産（複合システムにおけるものを含む）を目的とする ODA（OECD/DAC の Creditor Reporting System (CRS) から該当するセクター・コードにて抽出されるもの）の支出総額の合計
	7.b 2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。	7.b.1 発展途上国における再生可能エネルギー生産能力（1 人当たりのワット数）（指標 12.a.1.と同一指標）	ND7.b.1 未整備

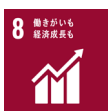
ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 7.a.1	候補指標を継続検討中		
LI 7.b.1	候補指標を継続検討中		
LI 7.x.1	二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓が設置されている住宅の割合 ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	市区町村	総務省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 7.x.2	自家発電割合(固有単位)	都道府県	経済産業省資源エネルギー庁 「電力調査統計表」 https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec001/
LI 7.x.3	人口1人当たりの電力エネルギー消費量 (電力エネルギー消費量／総人口)	都道府県	経済産業省資源エネルギー庁 「都道府県別エネルギー消費統計」 http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/results.html#headline2
LI 7.x.4	人口1人当たりの化石燃料使用量 (化石燃料使用量／総人口)	都道府県	経済産業省資源エネルギー庁 「都道府県別エネルギー消費統計」 https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/results.html#headline2



Goal 8「働きがいも経済成長も」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する ゴール8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の	8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	8.1.1 一人当たりの実質 GDP の年間成長率	ND8.1.1 一人当たり実質 GDP の年間成長率は、連続する二年間の一人当たり実質 GDP の変化率から計算される。一人当たり実質 GDP は実質 GDP を人口で除すことで求める。
	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	8.2.1 就業者一人当たりの実質 GDP の年間成長率	ND8.2.1 就業者一人当たり実質 GDP の年間成長率は、就業者一人当たり実質 GDP の年次変化率である。
	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	8.3.1 総雇用におけるインフォーマル雇用の割合（部門、性別ごと）	ND8.3.1 非農林業就業者に占める自営業主・家族従業者の割合。 インフォーマルセクター雇用を識別することはできないが、自営業主・家族従業者には、インフォーマルセクターの一部が含まれるとみられる。
	8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	8.4.1 マテリアルフットプリント(MF)、一人当たり MF 及び GDP 当たりの MF（指標 12.2.1 と同一指標）	ND8.4.1 未整備
		8.4.2 天然資源等消費量(DMC)、一人当たりの DMC 及び GDP 当たりの DMC（指標 12.2.2 と同一指標）	ND8.4.2 「天然資源等消費量(DMC)」は、物質フロー会計(MFA)指標であり、国内の経済活動のために消費した国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量

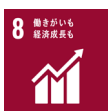
ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 8.1.1.1	人口1人当たりの県内総生産 (県内総生産／総人口)	都道府県	内閣府 「県民経済計算」 https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html
LI 8.1.1.2	人口1人当たりの県内総生産 対前年増加率	都道府県	内閣府 「県民経済計算」 https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html
LI 8.2.1.1	就業者当たりの県内総生産 (県内総生産／就業者数)	都道府県	内閣府 「県民経済計算」 https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html 総務省 「国勢調査」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html
LI 8.2.1.2	就業者当たりの県内総生産 対前年増加率	都道府県	内閣府 「県民経済計算」 https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html
LI 8.3.1	産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」が認定を受けた市区町村割合 (産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」が認定を受けた市区町村数／市区町村数)	都道府県	経済産業省中小企業庁 「地域における創業支援体制の整備(産業競争力強化法について)」 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html
LI 8.4.1 LI 8.4.2	1人1日当たりのごみ排出量(家庭部門)	市区町村	環境省 「廃棄物処理技術情報」 https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html



Goal 8「働きがいも経済成長も」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する ゴール 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	8.5.1 労働者の平均時給（性別、年齢、職業、障害者別）	ND8.5.1 10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における ① 一般労働者の月間所定内給与額・男女計・年齢計を一般労働者の月間所定内実労働時間数・男女計・年齢計で除したもの ② 一般労働者の月間所定内給与額・男・年齢計を一般労働者の月間所定内実労働時間数・男・年齢計で除したもの ③ 一般労働者の月間所定内給与額・女・年齢計を一般労働者の月間所定内実労働時間数・女・年齢計で除したもの
		8.5.2 失業率（性別、年齢、障害者別）	ND8.5.2 労働力人口に占める完全失業者の割合。
	8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	8.6.1 就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない 15～24 歳の若者の割合	ND8.6.1 15～24 歳の人口に占める就学していない非労働力人口の割合。職業訓練に従事している者の数は不明であるため、類似として「就学していない非労働力人口」を使用する。
	8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	8.7.1 児童労働者（5～17 歳）の割合と数（性別、年齢別）	ND8.7.1 未整備
	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	8.8.1 労働者 100,000 人当たりの致命的及び非致命的な労働災害（性別、移住状況別）	ND8.8.1 主要産業における年間の労働災害の発生状況を度数率に換算したもの
		8.8.2 国際労働機関（ILO）原文ソース及び国内の法律に基づく、労働権利（結社及び団体交渉の自由）における国内コンプライアンスのレベル（性別、移住状況別）	ND8.8.2 未整備

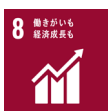
ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 8.5.1.1	待機児童数割合 (待機児童数／5 歳以下人口)	都道府県	厚生労働省 「保育所等関連状況取りまとめ」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20600.html
LI 8.5.1.2	障害者の法定雇用率達成企業の割合 (障害者の法定雇用率達成企業数／企業数)	都道府県	厚生労働省 「障害者雇用状況の集計結果」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16030.html
LI 8.5.1.3	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画 の市町村策定割合	都道府県	厚生労働省 「次世代育成支援対策」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/index.html
LI 8.5.2	失業率 (完全失業者数／労働力人口)	市区町村	総務省 「国勢調査」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html
LI 8.6.1	15～34 歳に占める若年無業者の割合	都道府県	総務省 「就業構造基本調査」 https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/index.html
LI 8.7.1	15～17 歳の就業者割合 (15～17 歳の主に仕事をしている人口／15～17 歳の人口)	都道府県	総務省 「国勢調査」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html
LI 8.8.1	労災受給率 (新規労災受給者数／就業者数)	都道府県	厚生労働省 「労働者災害補償保険事業年報」 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/138-1b.html 総務省 「国勢調査」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html
LI 8.8.2.1	平均超過労働時間 (超過実労働時間数(企業規模計 10 人以上))	都道府県	厚生労働省 「賃金構造基本統計調査」 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html
LI 8.8.2.2	離職率 (離職者数／(継続就業者数＋転職者数＋離職者数))	都道府県	総務省 「就業構造基本調査」 https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/index.html



Goal 8「働きがいも経済成長も」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する ゴール 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の	8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	8.9.1 全 GDP 及び GDP 成長率に占める割合としての観光業の直接 GDP	ND8.9.1 内部観光消費に対応する全産業の名目GDPを推計する。
	8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	8.10.1 成人 10 万人当たりの商業銀行の支店数及び ATM 数	ND8.10.1 (a) 成人 10 万人あたりの商業銀行の支店数、(b) 国内にある成人 10 万人あたりの現金自動預払機 (ATM) 数
		8.10.2 銀行や他の金融機関に口座を持つ、又はモバイルマネーサービスを利用する成人 (15 歳以上の) の割合	ND8.10.2 未整備

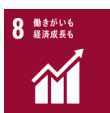
ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 8.9.1.1	県内総生産当たりの観光消費額 (観光消費額／県内総生産)	都道府県	国土交通省観光庁 「共通基準による観光入込客統計」 http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/irikomi.html
LI 8.9.1.2	観光消費額単価	都道府県	国土交通省観光庁 「共通基準による観光入込客統計」 https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/irikomi.html
LI 8.10.1	人口 1 人当たりの銀行数 (銀行数／総人口)	都道府県	総務省 「経済センサス」 https://www.stat.go.jp/data/e-census/
LI 8.10.2	候補指標を継続検討中		



Goal 8「働きがいも経済成長も」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する ゴール8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の	8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。	8.a.1 貿易のための援助に対するコミットメントや支出	ND8.a.1 貿易のための援助に対する ODA 支出総額の合計
	8.b 2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。	8.b.1 国家雇用戦略とは別途あるいはその一部として開発され運用されている若年雇用のための国家戦略の有無	ND8.b.1 a. グローバルな政策手段、特に： ○ 若者の雇用危機に関する決議：若者の雇用危機の深刻化に対処するための積極的な共同措置を求める中で、本決議では、状況に応じた統合的な政策手段を用いた多面的なアプローチが求められており、若者の労働市場における需要を高め、供給を拡大するとともに、マッチングを向上するための様々な手段を、一貫した方法で一つにまとめた戦略を伴うものである。 ○ 危機からの回復：グローバル・ジョブズ・パクトは、ILO のディーセント・ワーク・アジェンダに基づき、参加及び社会的対話の重要な役割を認識しつつ、雇用及び社会保護を危機対応の中心とする統合ポートフォリオ政策を提示するものである。 b. ILO データベース： ○ 若者の雇用政策に関する国際的なモニタリングは、2010 年から 2012 年までにかけて、ILO、国連及び世界銀行のパートナーシップである、若者雇用ネットワーク（Youth Employment Network, YEN）によって、国家当局に送付された調査票を活用して、実施された。これは、若者の雇用に関する政策及びプログラムのリストであり、ILO によって維持管理されている、YouthPOL に発展した。（これまでに 65 か国がカバーされている）。 ○ ILO はまた、幅広い各国雇用政策のデータセットである、EmPol を維持管理している（143 か国がカバーされている）。

ローカル指標 (LI) (案)		データ入手可能性	データソース
LI 8.a.1	候補指標を継続検討中		
LI 8.b.1	候補指標を継続検討中		



Goal 8「働きがいも経済成長も」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する ゴール8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の			

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 8.x.1	「くるみん」認定企業割合 (「くるみん」認定企業数／企業数)	都道府県	厚生労働省 「くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html
LI 8.x.2	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業割合 (「えるぼし」認定企業数／企業数)	都道府県	厚生労働省 「女性活躍推進法への取組状況」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129028.html
LI 8.x.3	66歳以上で働ける制度がある企業の割合	都道府県	厚生労働省 「令和3年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26246.html
LI 8.x.4	健康経営優良法人の認定割合 (（大規模＋中小規模健康経営優良法人）／企業数)	都道府県	経済産業省 「健康経営優良法人認定制度」 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html
LI 8.x.5	労働生産性 (付加価値額／従業員数)	都道府県	経済産業省 「企業活動基本調査」 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/result-2.html



Goal 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	9.1.1 全季節利用可能な道路の2km 圏内に住んでいる地方の人口の割合	ND9.1.1 未整備
		9.1.2 旅客と貨物量（交通手段別）	ND9.1.2 輸送活動に従事する内航運送事業者、鉄道事業者、航空事業者及び自動車から報告された旅客輸送量、貨物輸送量及びその輸送距離から集計・推計された合計として定義される。
	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後開発途上国については同割合を倍増させる。	9.2.1 GDP に占める製造業付加価値の割合及び一人当たり製造業付加価値	ND9.2.1 製造業付加価値（MVA）と国内総生産（GDP）の比（パーセント表示）によって定義される。一人当たり製造業付加価値は MVA を一国の総人口で割ったものである。
		9.2.2 全産業就業者数に占める製造業就業者数の割合	ND9.2.2 全産業就業者数に占める製造業就業者の割合。
	9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	9.3.1 産業の合計付加価値のうち小規模産業の占める割合	ND9.3.1 全企業等の付加価値額に占める小規模企業の付加価値額の割合を示す。
		9.3.2 ローン又は与信枠が設定された小規模製造業の割合	ND9.3.2 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 9.1.1.1	舗装道路割合 (舗装道路実延長／道路実延長)	市区町村	国土交通省 「道路統計年報」 http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/tokei-nen/index.html
LI 9.1.1.2	最寄りの交通機関までの距離が 2000m 以下となる普通世帯割合 (駅まで 2000m未満の世帯数／総世帯数)	都道府県	総務省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 9.1.2	候補指標を継続検討中		
LI 9.2.1.1	人口 1 人当たりの製造業粗付加価値額 (製造業粗付加価値額／総人口)	市区町村	経済産業省 「工業統計調査」 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html
LI 9.2.1.2	県内総生産当たりの製造業粗付加価値額 (製造業粗付加価値額／県内総生産)	都道府県	経済産業省 「工業統計調査」 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html
LI 9.2.2	製造業労働者割合 (製造業労働者数／全労働者数)	市区町村	経済産業省 「工業統計調査」 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html
LI 9.3.1	候補指標を継続検討中		
LI 9.3.2	候補指標を継続検討中		



Goal 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	9.4.1 付加価値の単位当たりの CO2 排出量	ND9.4.1 CO2 排出量と、関連する経済活動の付加価値の比として定義される。
	9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	9.5.1 GDP に占める研究開発への支出 9.5.2 100 万人当たりの研究者（フルタイム相当）	ND9.5.1 一定期間内に企業、非営利団体・公的機関及び大学等の内部（社内）で使用した研究費総額の国内総生産（GDP）に占める割合 ND9.5.2 ある時点における国内の企業、非営利団体・公的機関及び大学等に所属する国内人口 100 万人当たりの研究者（フルタイム換算）
	9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。	9.a.1 インフラへの公的国際支援の総額（ODA その他公的フロー）	ND9.a.1 インフラ支援の ODA 支出総額の合計
	9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	9.b.1 全付加価値における中位並びに先端テクノロジー産業の付加価値の割合	ND9.b.1 未整備
	9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。	9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口の割合（技術別）	ND9.c.1 未整備

ローカル指標 (LI) (案)		データ入手可能性	データソース
LI 9.4.1	県内総生産当たりの CO ₂ 排出量 (CO ₂ 排出量 / 県内総生産)	都道府県	経済産業省 「工業統計調査」 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html
LI 9.5.1	候補指標を継続検討中		
LI 9.5.2	人口 1 人当たりの大学教員数 (大学教員数 / 総人口)	都道府県	文部科学省 「学校基本統計」 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1403130.htm
LI 9.a.1	人口 1 人当たりの土木費 (土木費 / 総人口)	市区町村	総務省 「市町村別決算状況調」 http://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_2.html
LI 9.b.1	全粗付加価値額に占める粗付加価値額(電気機械器具製造業) (粗付加価値額(電気機械器具製造業) / 製造業粗付加価値額)	市区町村	経済産業省 「工業統計調査」 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html
LI 9.c.1	インターネット普及率	都道府県	総務省 「情報通信白書」 http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html
LI 9.x.1	オープンデータ取組済の市区町村割合 (オープンデータ取組済市区町村 / 市区町村数)	都道府県	政府 CIO ポータル 「オープンデータ」 https://cio.go.jp/policy-opendata
LI 9.x.2	研究者 1 人当たりの論文数 (論文数 / 研究者数)	都道府県	文部科学省科学技術・学術政策研究所 「地域科学技術指標」 https://nistep.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=6698&item_no=1&page_id=13&block_id=21



Goal 10「人や国の不平等をなくそう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する	10.1 2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	10.1.1 1人当たりの家計支出又は所得の成長率(人口の下位 40%のもの、総人口のもの)	ND10.1.1 年間収入階級下位 40%の世帯と全体(100%)の1人当たりの(1)実質消費支出又は(2)実質可処分所得(勤労者世帯)の5年平均成長率(年率)。
	10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口の割合(年齢、性別、障害者別)	ND10.2.1 平均所得の 50 パーセントを下回る人口の割合とは、その国の等価可処分所得分布の中央値の半分未満で暮らす国内の人口の割合(%)をいう。
	10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	10.3.1 国際人権法の下で禁止されている差別の理由において、過去 12 か月の間に差別又は嫌がらせを個人的に感じたと報告した人口の割合(指標 16.b.1 と同一指標)	ND10.3.1 未整備
	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	10.4.1 GDP 労働分配率	ND10.4.1 労働分配率は国民所得(要素費用表示)に占める雇用者報酬の割合で得られる。
		10.4.2 財政政策の再分配インパクト	ND10.4.2 所得などの分布の均等度を示す指標として用いられるジニ係数(再分配前・再分配後)により測定する。 世帯員を所得の低い順に並べ、世帯員の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にとってグラフを描く(この曲線を「ローレンツ曲線」という)。ジニ係数は、ローレンツ曲線と均等分布線とで囲まれる弓形の面積が均等分布線より下の三角形部分の面積に対する比率をいい、0から1までの値をとる。0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいということになる。
	10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。	10.5.1 金融健全性指標	ND10.5.1 (1)Tier1 資本/総資産、(2)Tier1 資本/リスク・アセット、(3) 貸倒引当金控除後不良債権/資本、(4)不良債権/貸出金合計、(5) 総資産利益率、(6)流動資産/短期負債
	10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。	10.6.1 国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合(指標 16.8.1 と同一指標)	ND10.6.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 10.1.1	候補指標を継続検討中		
LI 10.2.1	年間収入 100 万円未満の世帯割合 (年間収入 100 万円未満の世帯数／総世帯数) ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	市区町村	総務省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 10.3.1	障害者差別解消に関する条例策定の有無	市区町村	一般財団法人地方自治研究機構 「障害者差別解消に関する条例」 http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/045_Prohibition_of_discrimination_for_persons_with_disabilities.htm
LI 10.4.1	県内総生産労働分配率 (県民雇用者報酬／県内総生産)	都道府県	内閣府 「県民経済計算」 https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html
LI 10.4.2	ジニ係数	都道府県	総務省 「全国家計構造調査」 https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/index.html
LI 10.5.1	候補指標を継続検討中		
LI 10.6.1	候補指標を継続検討中		



Goal 10「人や国の不平等をなくそう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール10. 各国内及び各国間の不平等を是正する	10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。	10.7.1 従業者が移住先の国で稼いだ月収に占める、その従業者が移住先の国で仕事を探すに当たって(自ら)負担した費用の割合	ND10.7.1 未整備
		10.7.2 秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する移住政策を持つ国の数	ND10.7.2 この指標は、国内の移住政策の現状と、そのような政策が時間の経過とともにどのように変化するかを説明することを目的とする。
		10.7.3 国外の目的地への移住途中に死亡・行方不明になった人々の数	ND10.7.3 未整備
		10.7.4 難民の人口の割合(出身国別)	ND10.7.4 この指標は、「条約難民」、「その他の庇護」及び「定住難民」の人数を合計したものとして定義される。 (a)「条約難民」とは、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)の規定に基づき、難民として認定された者の数である。 (b)「その他の庇護」とは、難民の認定をしない処分をされたものの人道的な配慮を理由に在留が認められた者(入管法による在留特別許可又は在留資格変更許可を受けた者)の数である。 (c)「定住難民」とは、インドシナ難民(昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び昭和55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの)及び第三国定住難民(平成20年12月16日及び同26年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民)であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者もあり、合計欄では重複して計上されている。

ローカル指標 (LI) (案)		データ入手可能性	データソース
LI 10.7.1	候補指標を継続検討中		
LI 10.7.2	候補指標を継続検討中		
LI 10.7.3	候補指標を継続検討中		
LI 10.7.4	候補指標を継続検討中		



Goal 10「人や国の不平等をなくそう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール10. 各国内及び各国間の不平等を是正する	10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。	10.a.1 後発開発途上国や開発途上国からの輸入品に適用されるゼロ関税の関税分類品目(タリフライン)の割合	ND10.a.1 未整備
	10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。	10.b.1 開発のためのリソースフローの総額(受援国及び援助国、フローの流れ(例: ODA、外国直接投資、その他)別)	ND10.b.1 開発のためのリソースフローの総額、受援国及び援助国によるもので、政府開発援助(ODA)、その他の公的資金(OOF)及び民間資金から成る。
	10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。	10.c.1 総送金額の割合に占める送金コスト	ND10.c.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 10.a.1	候補指標を継続検討中		
LI 10.b.1	候補指標を継続検討中		
LI 10.c.1	候補指標を継続検討中		
LI 10.x.1	65 歳以上が居住する世帯においてバリアフリー化がされている世帯数の割合 ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	市区町村	総務省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 10.x.2	生産年齢人口当たりの高齢者数 (65 歳以上人口／15～64 歳人口)	市区町村	総務省 「国勢調査」 https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html



Goal 11「住み続けられるまちづくりを」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.1 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	11.1.1 スラム、インフォーマルな居住地及び不適切な住宅に居住する都市人口の割合	ND11.1.1 未整備
	11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	11.2.1 公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合（性別、年齢、障害者別）	ND11.2.1 未整備
	11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	11.3.1 人口増加率と土地利用率の比率	ND11.3.1 未整備
		11.3.2 定期的かつ民主的に行われている都市計画及び管理に、市民社会が直接参加する仕組みがある都市の割合	ND11.3.2 未整備
	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	11.4.1 全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額（資金源別（公的部門、民間部門）、遺産のタイプ別（文化、自然）、政府レベル別（国、地域、地方、市）	ND11.4.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 11.1.1.1	ホームレス割合 (ホームレスの数／総人口)	都道府県	厚生労働省 「ホームレスの実態に関する全国調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/63-15b.html
LI 11.1.1.2	最低居住面積水準以下世帯割合 (最低居住面積水準以下世帯数／主世帯数)	都道府県	総務省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 11.2.1.1	鉄道・電車・バスの利用割合 (15 歳以上自宅外通勤・通学者で鉄道・電車・バスを利用している人数／15 歳以上自宅外通勤・通学者数)	都道府県	総務省 「国勢調査」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html
LI 11.2.1.2	最寄りの交通機関までの距離が 2000m 以下となる普通世帯の割合 (駅まで 2000m 未満の距離にある世帯数／総世帯数)	都道府県	総務省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 11.3.1.1	人口自然増減 (出生数-死亡数)／総人口)	市区町村	総務省 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyou/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html
LI 11.3.1.2	人口社会増減 (転入数-転出数)／総人口)	市区町村	総務省 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyou/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html
LI 11.3.1.3	市街化調整区域面積割合 (市街化調整区域面積／総面積)	都道府県	総務省統計局 「社会生活統計指標-都道府県の指標-」 http://www.stat.go.jp/data/shihyou/index.html
LI 11.3.2	候補指標を継続検討中		
LI 11.4.1	平均文化財保存事業費(補助金の交付額) (補助金額／補助金交付件数)	都道府県	文部科学省文化庁 「文化財等補助金等」 http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/



Goal 11「住み続けられるまちづくりを」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	11.5.1 10 万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数（指標 1.5.1 及び 13.1.1 と同一指標）	ND11.5.1 人口 10 万人あたりの災害によって死亡した、行方不明になった、又は直接被害を受けた者の数を測定する。
		11.5.2 グローバル GDP に関する災害による直接的経済損失	ND11.5.2 GDP に対する災害に起因する直接的な経済損失の割合を測定する。
		11.5.3 災害によって起こった、重要インフラへの被害及び基本サービスの途絶件数	ND11.5.3 災害によって起こった、重要なインフラ損害、並びに基本的なサービスの中断件数の 3 つの要素を測定する。
	11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	11.6.1 発生した都市ごみ全体のうち、収集され、管理された施設で処理された都市ごみの割合（都市別）	ND11.6.1 都市で生み出された固形廃棄物のうち、管理された施設で収集・処理される固形廃棄物の割合として定義される。
		11.6.2 都市部における微粒子物質（例：PM2.5 や PM10）の年平均レベル（人口で加重平均したもの）	ND11.6.2 粒径 2.5 μm 以下の微小粒子状物質（PM2.5）及び粒径 10 μm 以下の浮遊粒子状物質（SPM）について、全国の一般環境大気測定局の有効測定局を対象とし、都道府県別の人口による重み付けをした年平均値
	11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	11.7.1 各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均（性別、年齢、障害者別）	ND11.7.1 未整備
		11.7.2 過去 12 か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合（性別、年齢、障害状況、発生場所別）	ND11.7.2 未整備
	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	11.a.1 次のような国家都市政策又は地域開発計画を持つ国の数：(a) 人口動態に対応する、(b) バランスの取れた領土開発を確保する、(c) 地方財政スペースを拡大する	ND11.a.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 11.5.1	人口 1 人当たりの自然災害による死者・行方不明者数(5 か年平均) (自然災害による死者・行方不明者数／総人口)	都道府県	総務省消防庁 「消防白書」 https://www.fdma.go.jp/publication/
LI 11.5.2	県内総生産当たりの自然災害による被害額(5 か年平均) (自然災害による被害額／県内総生産)	都道府県	総務省消防庁 「消防白書」 https://www.fdma.go.jp/publication/
LI 11.5.3	候補指標を継続検討中		
LI 11.6.1	廃棄物の最終処分割合 (最終処分量／ごみの総排出量)	市区町村	環境省 「廃棄物処理技術情報」 https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html
LI 11.6.2.1	PM2.5 濃度に対する環境基準達成率	都道府県	環境省 「環境統計集」 https://www.env.go.jp/doc/toukei/tokeisyu.html
LI 11.6.2.2	SPM 濃度に対する環境基準達成率	都道府県	環境省 「環境統計集」 https://www.env.go.jp/doc/toukei/tokeisyu.html
LI 11.7.1.1	可住地面積当たりの図書館数 (図書館数／可住地面積)	市区町村	総務省 「公共施設状況調経年比較表」 http://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/
LI 11.7.1.2	可住地面積当たりの公民館数 (公民館数／可住地面積)	市区町村	総務省 「公共施設状況調経年比較表」 http://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/
LI 11.7.1.3	可住地面積当たりの公園面積 (公園面積／可住地面積)	市区町村	総務省 「公共施設状況調経年比較表」 http://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/
LI 11.7.2	人口 1 人当たりの性犯罪認知件数 (性犯罪認知件数／総人口)	都道府県	警察庁 「犯罪統計」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html
LI 11.a.1.1	市街化調整区域内人口割合 (市街化調整区域内人口／総人口)	都道府県	国土交通省 「都市計画現況調査」 http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/genkyou.html
LI 11.a.1.2	地域サポーターを設置している市区町村の割合	都道府県	内閣府消費者庁 「地方消費者行政の現状」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/status_investigation/



Goal 11「住み続けられるまちづくりを」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	11.b.1 仙台防災枠組 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数（指標 1.5.3 及び 13.1.2 と同一指標）	ND11.b.1 仙台防災枠組 2015-2030 に沿った、国レベルの防災（DRR）戦略を採用し実施する国の数を測定する。
		11.b.2 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合（指標 1.5.4 及び 13.1.3 と同一指標）	ND11.b.2 仙台防災枠組 2015-2030 に沿った地方レベルの防災（DRR）戦略を採択し実施する地方政府の割合を測定する。

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 11.b.1.1	防災訓練実施回数	都道府県	総務省消防庁 「地方防災行政の現況」 https://www.fdma.go.jp/publication/bousai/
LI 11.b.1.2	防災カルテを作成している市区町村の割合 (防災カルテを作成する市区町村数/市区町村数)	都道府県	総務省消防庁 「地方防災行政の現況」 https://www.fdma.go.jp/publication/bousai/
LI 11.b.2	自主防災組織活動カバー率	都道府県	総務省消防庁 「地方防災行政の現況」 https://www.fdma.go.jp/publication/bousai/
LI 11.x.1	空き家率 (空き家数/総住宅数) ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	市区町村	総務省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 11.x.2	最寄りの緊急避難場所までの2000m以内の世帯割合 (最寄りの緊急避難場所までの2000m以内の世帯数/総世帯数) ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	市区町村	総務省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 11.x.3	最寄りの老人デイサービスセンターまでの2000m以内の、65歳以上の世帯員のいる主世帯数の割合 ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	市区町村	総務省 「住宅・土地統計調査」 https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
LI 11.x.4	人口1万人当たりの火災出火件数	都道府県	総務省消防庁 「消防統計」 https://www.fdma.go.jp/pressrelease/statistics/
LI 11.x.5	人口1,000人当たりの悪臭による苦情件数	都道府県	環境省 「悪臭防止法施行状況調査」 https://www.env.go.jp/air/akushu/index.html
LI 11.x.6	人口1,000人当たりの騒音による苦情件数	都道府県	環境省 「騒音規制法施行状況調査」 https://www.env.go.jp/air/noise/index.html
LI 11.x.7	騒音に係る環境基準達成率	都道府県	環境省 「騒音規制法施行状況調査」 https://www.env.go.jp/air/noise/index.html
LI 11.x.8	人口1,000人当たりの振動による苦情件数	都道府県	環境省 「振動規制法施行状況調査」 http://www.env.go.jp/air/sindo/index.html



Goal 12「つくる責任つかう責任」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する	12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。	12.1.1 持続可能な消費と生産への移行を支援することを目的とした政策手段を開発、採用、又は実施している国の数	ND12.1.1 拘束力の有無に関わらず、持続可能な消費と生産(SCP)を支援することを目的とした国家行動計画を有する又は国の政策に優先事項若しくはターゲットとして SCP が組み込まれているか否か
	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	12.2.1 マテリアルフットプリント(MF)、一人当たり MF 及び GDP 当たりの MF (指標 8.4.1 と同一指標)	ND12.2.1 未整備
		12.2.2 天然資源等消費量(DMC)、一人当たりの DMC 及び GDP 当たりの DMC (指標 8.4.2 と同一指標)	ND12.2.2 「天然資源等消費量(DMC)」は、物質フロー会計(MFA)指標であり、国内の経済活動のために消費した国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量
	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	12.3.1 a) 食料損耗指数、及び b) 食料廃棄指数	ND12.3.1 事業系食品ロス量: 本来食べられるにも関わらず廃棄された食品(食品ロス)のうち、食品関連事業者(食品の製造業者、加工業者、卸売業者、小売業者及び飲食店業者その他食事の提供を伴う事業を実施する者)から排出された量。 家庭系食品ロス量: 本来食べられるにも関わらず廃棄された食品(食品ロス)のうち、家庭から排出された食品の量。
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	12.4.1 有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供(報告)の約束・義務を果たしている締約国の数	ND12.4.1 5つの多国間環境協定(MEA)について、各 MEA の事務局に関連情報を提出した締約国(5つの MEA について、批准、受諾、承認又はアクセスした国)の数をいう。
		12.4.2 (a)有害廃棄物の1人当たり発生量、(b)処理された有害廃棄物の割合(それぞれ処理手法別)	ND12.4.2 (a)特別管理産業廃棄物の一人当たり排出量。 この指標は、当該年度の特別管理産業廃棄物の全国排出量を日本の人口で除して一人当たりとした数値。 (b) 処理された特別管理産業廃棄物の割合(処理手法ごと)。 この指標は、当該年度に処理された特別管理産業廃棄物の総量に対する、再生利用、減量化及び最終処分された量の割合。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	12.5.1 各国の再生利用率、再生利用量(t)	ND12.5.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 12.1.1	候補指標を継続検討中		
LI 12.2.1	1人1日当たりのごみ排出量(家庭部門)	市区町村	環境省 「廃棄物処理技術情報」 https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html
LI 12.2.2	候補指標を継続検討中		
LI 12.3.1	人口1人当たりの食品廃棄物等の年間発生量 (食品廃棄物等の年間発生量／総人口)	都道府県	農林水産省 「食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における報告方法等」 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html
LI 12.4.1	候補指標を継続検討中		
LI 12.4.2	有害廃棄物割合 (その他の廃棄物／廃棄物の総搬入量)	市区町村	環境省 「廃棄物処理技術情報」 https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html
LI 12.5.1	ごみのリサイクル率	市区町村	環境省 「廃棄物処理技術情報」 https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html



Goal 12「つくる責任つかう責任」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する	12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数	ND12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数
	12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計画の実施の程度	ND12.7.1 未整備
	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	12.8.1 (i)地球市民教育及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、主流化されているレベル(指標4.7.1及び13.3.1と同一指標)	ND12.8.1 未整備
	12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	12.a.1 発展途上国における再生可能エネルギー生産能力(1人当たりのワット数)(指標7.b.1.と同一指標)	ND12.a.1 未整備
	12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	12.b.1 観光の持続可能性の経済及び環境的側面を測定するための標準的な計算ツールの導入	ND12.b.1 TSA 第1表～第7表
	12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	12.c.1 GDPに対する化石燃料補助金(生産・消費)の割合	ND12.c.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 12.6.1	候補指標を継続検討中		
LI 12.7.1	グリーン購入の取り組み度の評価	市区町村	グリーン購入ネットワーク 「地方公共団体のグリーン購入取り組みランキング」 https://www.gpn.jp/info/gpn/f30906ce-23e7-455f-9437-8514bc425a6f
LI 12.8.1	候補指標を継続検討中		
LI 12.a.1	人口1人当たりの新エネルギー発電量 (新エネルギー発電量/総人口)	都道府県	経済産業省資源エネルギー庁 「電力調査統計」 https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/index.html
LI 12.b.1	候補指標を継続検討中		
LI 12.c.1	県内総生産当たりの化石燃料使用量 (化石燃料使用量/県内総生産)	都道府県	経済産業省資源エネルギー庁 「都道府県別エネルギー消費統計」 https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/results.html#headline2
LI 12.x.1	人口1人当たりの産業廃棄物の不適正処理量 (不適正処理量/総人口)	都道府県	環境省 「産業廃棄物の不法投棄の状況」 http://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/santouki/
LI 12.x.2	人口1人当たりの産業廃棄物の不法投棄 (不法投棄量/総人口)	都道府県	環境省 「産業廃棄物の不法投棄の状況」 http://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/santouki/



Goal 13「気候変動に具体的な対策を」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	13.1.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数(指標 1.5.1 及び 11.5.1 と同一指標)	ND13.1.1 人口10万人あたりの災害によって死亡した、行方不明になった、又は直接被害を受けた者の数を測定する。
		13.1.2 仙台防災枠組み2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数(指標 1.5.3 及び 11.b.1 と同一指標)	ND13.1.2 仙台防災枠組 2015-2030 に沿った、国レベルの防災(DRR)戦略を採用し実施する国の数を測定する。
		13.1.3 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合(指標 1.5.4 及び 11.b.2 と同一指標)	ND13.1.3 仙台防災枠組 2015-2030 に沿った地方レベルの防災(DRR)戦略を採択し実施する地方政府の割合を測定する。
	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	13.2.1 国連気候変動枠組条約事務局に報告されている国が決定する貢献、長期戦略、国内適応計画及び適応報告書を有する国の数(指標 13.b.1 と同一指標)	ND13.2.1 パリ協定が定める国が決定する貢献及び長期戦略について、それぞれ国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に報告(提出)されているか否か。 国内適応計画及び適応報告書について、拘束力の有無に関わらず、気候変動影響の被害の防止・軽減や、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全等を目的とした気候変動適応計画、及び適応報告書を有する又は国の政策に優先事項若しくはターゲットとして記載されているか否か。
		13.2.2 年間温室効果ガス総排出量	ND13.2.2 気候変動枠組条約等に基づき算定・報告している、我が国の温室効果ガス総排出量
	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	13.3.1 (i)地球市民教育及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、主流化されているレベル(指標 4.7.1 及び 12.8.1 と同一指標)	ND13.3.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 13.1.1	人口 1 人当たりの自然災害による死者・行方不明者数(5 か年平均) (自然災害による死者・行方不明者数／総人口)	都道府県	総務省消防庁 「消防白書」 https://www.fdma.go.jp/publication/
LI 13.1.2.1	防災訓練実施回数	都道府県	総務省消防庁 「地方防災行政の現況」 https://www.fdma.go.jp/publication/bousai/
LI 13.1.2.2	防災カルテを作成している市区町村の割合 (防災カルテを作成する市区町村数／市区町村数)	都道府県	総務省消防庁 「地方防災行政の現況」 https://www.fdma.go.jp/publication/bousai/
LI 13.1.3	自主防災組織活動カバー率	都道府県	総務省消防庁 「消防白書」 https://www.fdma.go.jp/publication/
LI 13.2.1.1	地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画 (区域施策編)の策定有無	市区町村	環境省 「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイト」 https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/sakutei.html
LI 13.2.1.2	温暖化対策地方実行計画における気候変動適応計画の策定有無	都道府県	国立環境研究所 「地域気候変動適応計画の一覧」 https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/plan/list.html
LI 13.2.2	人口 1 人当たりの CO ₂ 排出量 (CO ₂ 排出量／総人口)	市区町村	環境省 「部門別 CO ₂ 排出量の現況推計」 https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikai.html
LI 13.3.1	候補指標を継続検討中		



Goal 13「気候変動に具体的な対策を」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。	13.a.1 2025 年までの 1,000 億ドルコミットメントという継続的な既存の集団動員目標に関連して、1 年当たり提供及び動員された金額（米ドル）	ND13.a.1 未整備
	13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。	13.b.1 国連気候変動枠組条約事務局に報告されている国が決定する貢献、長期戦略、国内適応計画及び適応報告書を有する後発開発途上国及び小島嶼開発途上国の数（指標 13.2.1 と同一指標）	ND13.b.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 13.a.1	候補指標を継続検討中		
LI 13.b.1	候補指標を継続検討中		
LI 13.x.1	ゼロカーボンシティの表明有無	市区町村	環境省 「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」 https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html
LI 13.x.2	グリーンボンドの発行有無	都道府県	グリーンボンド発行促進プラットフォーム(環境省) 「国内発行体による発行リスト」 http://greenfinanceportal.env.go.jp/bond/issuance_data/issuance_list.html
LI 13.x.3	水害区域面積割合(5年平均) (水害区域面積計/面積)	市区町村	国土交通省 「水害統計調査」 https://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/suigaitoukei/



Goal 14「海の豊かさを守ろう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	14.1.1 (a)沿岸富栄養化の指標、(b)プラスチックごみの密度	ND14.1.1 未整備
	14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	14.2.1 生態系を基盤とするアプローチを使用して海域を管理している国の数	ND14.2.1 未整備
	14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	14.3.1 承認された代表標本抽出地点で測定された海洋酸性度(pH)の平均値	ND14.3.1 東経 137 度・北緯 7 度～33 度の冬季表面海水中の海洋酸性度の平均値で定義します。
	14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	14.4.1 生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合	ND14.4.1 未整備
	14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。	14.5.1 海域に関する保護領域の範囲	ND14.5.1 生物多様性の観点から重要度の高い海域(重要海域)のうち、海洋保護区になっている海域の割合
	14.6 開発途上国及び後開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	14.6.1 IUU 漁業(Illegal(違法)・Unreported(無報告)・Unregulated(無規制))と対峙することを目的としている国際的な手段の実施状況	ND14.6.1 IUU 漁業対策を目的とする国際的な手段の実施に係る進捗状況

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 14.1.1.1	清掃延べ距離当たりの人工物回収量 (人工物回収量(容積)/清掃延べ距離)	都道府県	環境省 「漂着ごみ対策総合検討業務 報告書」 http://www.env.go.jp/water/post_80.html
LI 14.1.1.2	海域 COD(環境基準達成の割合)	都道府県	環境省 「公共用水域水質測定結果」 https://www.env.go.jp/water/suiiki/index.html
LI 14.2.1	候補指標を継続検討中		
LI 14.3.1	候補指標を継続検討中		
LI 14.4.1.1	漁獲量及び養殖収獲量(5 か年平均)	都道府県	農林水産省 「海面漁業生産統計調査」 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/index.html
LI 14.4.1.2	国際水準の水産エコラベルに関する国内の生産段階認証 件数	都道府県	農林水産省水産庁 「水産エコラベルをめぐる状況」 https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/budget/suishin.html
LI 14.5.1	候補指標を継続検討中		
LI 14.6.1	候補指標を継続検討中		



Goal 14「海の豊かさを守ろう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	14.7.1 小島嶼開発途上国、後発開発途上国及び全ての国々の GDP に占める持続可能な漁業の割合	ND14.7.1 未整備
	14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。	14.a.1 総研究予算額に占める、海洋技術分野に割り当てられた研究予算の割合	ND14.a.1 未整備
	14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。	14.b.1 小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法令/規制/政策/制度枠組みの導入状況	ND14.b.1 小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法令/規制/政策/制度枠組みの導入の度合い
	14.c 「我々の求める未来」のバラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS) に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。	14.c.1 海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために「海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS)」に反映されているとおり、国際法を実施する海洋関係の手段を、法、政策、機関的枠組みを通して、批准、導入、実施を推進している国の数	ND14.c.1 この指標は、海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために、海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS) 及びその2つの実施協定を批准し、実施し、及び関連する施策を政府全体として総合的に推進する仕組みを構築する程度と定義される

ローカル指標 (LI) (案)		データ入手可能性	データソース
LI 14.7.1	候補指標を継続検討中		
LI 14.a.1	研究費当たりの水産技術関連の研究費割合 (水産関連研究所の研究費／水産関連研究所を含むその 他県内の研究所の総研究費)	都道府県	農林水産省 「農林水産関係試験研究機関基礎調査」 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kenkyu_kikan/
LI 14.b.1	候補指標を継続検討中		
LI 14.c.1	候補指標を継続検討中		
LI 14.x.1	水質の健康項目達成状況 (健康項目 (27 項目) の達成地点数 (河川、湖沼、海域)／健 康項目 (27 項目) の調査地点数 (河川、湖沼、海域))	都道府県	環境省 「公共用水域水質測定結果」 https://www.env.go.jp/water/suiiki/index.html
LI 14.x.2	水質の生活環境項目達成状況 ((河川の BOD 達成水域数＋湖沼及び海域の COD 達 成水域数)／(河川の BOD の類型指定水域数＋湖沼及 び海域の COD の類型指定水域数))	都道府県	環境省 「公共用水域水質測定結果」 https://www.env.go.jp/water/suiiki/index.html
LI 14.x.3	水浴場 (開設前) の水質状況 (「適」評価の水浴場数／水浴場数)	都道府県	環境省 「水浴場の水質調査結果」 http://www.env.go.jp/water/suiyoku_cho/index.html



Goal 15「陸の豊かさを守ろう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	15.1.1 土地全体に対する森林の割合	ND15.1.1 ある国の総土地面積に占める森林面積の割合として定義される。
		15.1.2 陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合（保護地域、生態系のタイプ別）	ND15.1.2 「KBA かつ陸域の場所」を(1)「陸生の生物多様性に重要な場所」、「KBA かつ淡水性の地形の場所」を(2)「淡水性の生物多様性に重要な場所」と、2つの生態系タイプの地域を定義し、それぞれ生態系タイプ毎に保護区で網羅されている割合を指標とした。
	15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	15.2.1 持続可能な森林経営における進捗	ND15.2.1 持続可能な森林経営 (Sustainable forest management: SFM) への進捗状況を測定するものであり、5つのサブ指標から構成される。
	15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	15.3.1 土地全体のうち劣化した土地の割合	ND15.3.1 未整備
	15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に進行。	15.4.1 山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域の範囲	ND15.4.1 「山地かつ KBA の場所」を「山地の生物多様性のための重要な場所」と定義し、その地域の保護区で網羅されている割合を指標とした。
		15.4.2 山地グリーンカバー指数	ND15.4.2 山地グリーンカバー指数 (MGCI) は、山地における植生被覆の割合 (%) で示される。高精度土地分類図グリッドデータを用いる場合、山地グリーンカバー指数(MGCI)=山地の植生画素数/山地の総画素数x100 により計算することができる。

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 15.1.1	森林面積割合 (森林面積／総面積)	市区町村	農林水産省 「農林業センサス」 http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/280624.html
LI 15.1.2	(自然環境保全地域面積＋自然公園面積)の割合 ((自然環境保全地域面積＋自然公園面積)／総面積)	都道府県	環境省 「自然保護各種データ」 http://www.env.go.jp/park/doc/data.html
LI 15.2.1.1	林業試験指導機関人員率 (林業試験指導機関人員／総人口)	都道府県	農林水産省林野庁 「森林・林業統計要覧」 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/toukei/youran_mokuzi.html
LI 15.2.1.2	森林認証制度で認証された森林面積割合 (FSC 認証または SGEC/PEFC 認証を取得した森林面積／森林面積)	都道府県	FSC 「国内 FM 認証林紹介」 https://jp.fsc.org/jp-ja/Domestic_Certified_Forests_SGEC/PEFC-J 「SGEC/PEFC 認証企業のリスト」 https://sgec-pefcj.jp/certification/
LI 15.3.1	候補指標を継続検討中		
LI 15.4.1	鳥獣保護区割合 (鳥獣保護区面積／総面積)	都道府県	環境省 「鳥獣保護区の指定状況」 https://www.env.go.jp/nature/choju/area/area2.html 農林水産省 「農林業センサス」 http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/
LI 15.4.2	候補指標を継続検討中		



Goal 15「陸の豊かさを守ろう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	15.5.1 レッドリスト指数	ND15.5.1 レッドリスト指数は、種群間の絶滅リスク総量の変化を測定する指数である。環境省レッドリストの各カテゴリーにおける種の数に基づいており、0 から 1 までの指数の変化で表される。 日本全体における生物種の絶滅リスクの傾向を示すものである。
	15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。	15.6.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための立法上、行政上及び政策上の枠組みを持つ国の数	ND15.6.1 名古屋議定書の実施のための立法上、行政上及び政策上の措置をとっているか否か
	15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。	15.7.1 密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合(指標 15.c.1 と同一指標)	ND15.7.1 未整備
	15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	15.8.1 外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の割合	ND15.8.1 外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の割合
	15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	15.9.1 (a) 生物多様性国家戦略及び行動計画における生物多様性戦略計画 2011-2020 の愛知生物多様性目標 2 に準拠又は類似した国家目標を設定した国の数と、これらの目標に向けて報告された進捗、(b) 環境経済勘定システムの実装として定義される、国の勘定及び報告システムへの生物多様性の統合	ND15.9.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 15.5.1	面積当たりの絶滅危惧種数 (絶滅危惧種数／総面積)	都道府県	環境省 「レッドリストデータブック-都道府県絶滅危惧種-」 https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/pref
LI 15.6.1	候補指標を継続検討中		
LI 15.7.1	候補指標を継続検討中		
LI 15.8.1	候補指標を継続検討中		
LI 15.9.1	生物多様性地域戦略の策定有無	市区町村	環境省 「生物多様性地域戦略のレビュー」 https://www.env.go.jp/nature/biodic/lbsap/review.html



Goal 15「陸の豊かさを守ろう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	15.a 生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	15.a.1 (a)生物多様性の保全と持続的な利用に係る ODA、並びに(b)生物多様性関連の経済手段によって生み出された歳入及び動員された資金（指標 15.b.1 と同一指標）	ND15.a.1 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する ODA（生物多様性のための ODA 支出総額の合計として定義づけられる）。
	15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	15.b.1 (a)生物多様性の保全と持続的な利用に係る ODA、並びに(b)生物多様性関連の経済手段によって生み出された歳入及び動員された資金（指標 15.a.1 と同一指標）	ND15.b.1 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する ODA（生物多様性のための ODA 支出総額の合計として定義づけられる）。
	15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。	15.c.1 密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合(指標 15.7.1 と同一指標)	ND15.c.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 15.a.1	候補指標を継続検討中		
LI 15.b.1	候補指標を継続検討中		
LI 15.c.1	候補指標を継続検討中		
LI 15.x.1	保安林面積の割合 (保安林面積／森林面積)	都道府県	農林水産省林野庁 「森林・林業統計要覧」 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/toukei/kankou_youran.html

Goal 16「平和と公正をすべての人に」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	16.1.1 10万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数(性別、年齢別)	ND16.1.1 1年間(暦年)に都道府県警察で認知した殺人事件の死者数を、人口で割った数値
		16.1.2 10万人当たりの紛争関連の死者の数(性別、年齢、原因別)	ND16.1.2 未整備
		16.1.3 過去12か月において(a)身体的暴力、(b)精神的暴力、(c)性的暴力を受けた人口の割合	ND16.1.3 犯罪被害実態(暗数)調査の調査実施年の前年に、暴行又は脅迫の被害に遭った者の割合及び性的な被害に遭った者の割合
		16.1.4 夜間に自身の居住区地域を一人で歩いても安全と感じる人口の割合	ND16.1.4 自身の居住地域を夜間一人で歩いて安全と感じる者の割合
	16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	16.2.1 過去1か月における保護者等からの身体的な暴力及び/又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子供の割合	ND16.2.1 過去1年間(会計年度)の児童相談所における児童虐待相談の対応件数
		16.2.2 10万人当たりの人身取引の犠牲者の数(性別、年齢、搾取形態別)	ND16.2.2 日本で認知された人身取引被害者の総数として定義される。
		16.2.3 18歳までに性的暴力を受けた18～29歳の若年女性及び男性の割合	ND16.2.3 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 16.1.1	人口1人当たりの殺人認知件数 (殺人の認知件数/総人口)	都道府県	警察庁 「犯罪統計」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html
LI 16.1.2	候補指標を継続検討中		
LI 16.1.3.1	人口1人当たりの(強制わいせつ・強制性交等罪)の認知件数 ((強制わいせつの認知件数+強制性交等罪の認知件数) / 総人口)	都道府県	警察庁 「犯罪統計」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html
LI 16.1.3.2	学校での暴力行為発生件数(1,000人当たり)	都道府県	文部科学省 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm
LI 16.1.4	人口1人当たりの刑法犯認知件数 (刑法犯認知件数/総人口)	都道府県	警察庁 「犯罪統計」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html
LI 16.2.1	18歳未満人口1人当たりの児童虐待相談対応件数 (児童相談所での児童虐待相談対応件数/18歳未満人口)	都道府県	厚生労働省 「福祉行政報告例」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html
LI 16.2.2	人口1人当たりの略取誘拐罪・人身売買の認知件数 (略取誘拐罪・人身売買の認知件数/総人口)	都道府県	警察庁 「犯罪統計」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html
LI 16.2.3	候補指標を継続検討中		

Goal 16「平和と公正をすべての人に」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。	16.3.1 過去 12 か月間に暴力を受け、所管官庁又はその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合	ND16.3.1 これまでに暴行又は脅迫の被害に遭った者のうち被害者本人又は誰かが捜査機関に被害を届け出た者の割合及び性的な被害に遭った者のうち被害者本人又は誰かが捜査機関に被害を届け出た者の割合
		16.3.2 刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合	ND16.3.2 ある時点における、刑事施設に収容されている(a)被告人、(b)被疑者の合計の、被収容者の総数に対する割合
		16.3.3 過去 2 年間に紛争を経験し、公式又は非公式の紛争解決メカニズムにアクセスした人口の割合（メカニズムの種類別）	ND16.3.3 未整備
	16.4 2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	16.4.1 内外の違法な資金フローの合計額 (USドル)	ND16.4.1 未整備
		16.4.2 国際的な要件に従い、所管当局によって、発見/押収された武器で、その違法な起源又は流れが追跡/立証されているものの割合	ND16.4.2 未整備
	16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。	16.5.1 過去 12 か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった人の割合	ND16.5.1 未整備
		16.5.2 過去 12 か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった企業の割合	ND16.5.2 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 16.3.1.1	人口 1 人当たりの粗暴犯の認知件数 (粗暴犯の認知件数／総人口)	都道府県	警察庁 「犯罪統計」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html
LI 16.3.1.2	刑法犯検挙率	都道府県	警察庁 「犯罪統計」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html
LI 16.3.2	候補指標を継続検討中		
LI 16.3.3	候補指標を継続検討中		
LI 16.4.1	人口 1 人当たりの賭博認知件数 (賭博認知件数／総人口)	都道府県	警察庁 「犯罪統計」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html
LI 16.4.2	人口 1 人当たりの組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律の認知件数 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律の認知件数／総人口)	都道府県	警察庁 「犯罪統計」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html
LI 16.5.1 LI 16.5.2	人口 1 人当たりの賄賂罪の認知件数 (賄賂罪の認知件数／総人口)	都道府県	警察庁 「犯罪統計」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html

Goal 16「平和と公正をすべての人に」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	16.6.1 当初承認された予算に占める第一次政府支出(部門別、(予算別又は類似の分類別))	ND16.6.1 決算における第一次政府支出額の、当初予算における歳出額に対する割合。実際の総支出が当初承認された予算額をどの程度反映しているかを測定する。
		16.6.2 最近公的サービスを使用し満足した人の割合	ND16.6.2 全国的一般病院を10月のある1日に利用した患者が、この病院における受診及び入院について、全体としてこの病院に関して「満足」としている割合
	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	16.7.1 国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関((a) 議会、(b) 公共サービス及び(c) 司法を含む。)における性別、年齢別、障害者別、人口グループ別の役職の割合	ND16.7.1 (a) 国会議員(性別)、(a) 地方議会議員(性別)、 (b) 国家公務員(性別、年齢別)、(b) 地方公務員(性別、年齢別) (b) 公的機関(障害者別)
		16.7.2 国の政策決定過程が包摂的であり、かつ応答性を持つと考える人の割合(性別、年齢別、障害者及び人口グループ別)	ND16.7.2 未整備
		16.8.1 国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合(指標 10.6.1 と同一指標)	ND16.8.1 未整備
	16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。	16.9.1 5歳以下の子供で、行政機関に出生登録されたものの割合(年齢別)	ND16.9.1 過去5年における出生届の件数を基とした子供の数のうち、出生届の件数の割合。

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 16.6.1	候補指標を継続検討中		
LI 16.6.2	候補指標を継続検討中		
LI 16.7.1.1	地方公共団体の議会議員の女性の割合 (女性の都道府県議会議員数＋女性の市区町村議会議員数)／(都道府県議会議員数＋市区町村議会議員数)	都道府県	総務省 「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/syozoku/ichiran.html
LI 16.7.1.2	地方公務員の職員(一般行政職)数における35歳以下の職員の割合 (35歳以下職員数／職員総数)	都道府県	総務省 「地方公務員給与の実態」 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/r02_kyuuyo_1.html
LI 16.7.1.3	地方公共団体の管理職等に占める女性の割合 (管理職等(部局長・次長相当職＋課長相当職＋課長補佐相当職＋係長相当職)の女性の人数／管理職等(部局長・次長相当職＋課長相当職＋課長補佐相当職＋係長相当職)の人数)	市区町村	内閣府男女共同参画局 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishin-jokyo/suishin-index.html
LI 16.7.1.4	都道府県の公的機関における障害者雇用率 (障害者の数(都道府県知事部局＋その他の都道府県機関＋都道府県教育委員会)／法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(都道府県知事部局＋その他の都道府県機関＋都道府県教育委員会))	都道府県	厚生労働省 「障害者雇用状況の集計結果」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16030.html
LI 16.7.2	国政選挙の投票率 (直近の衆議院選もしくは参議院選の選挙区の値を用いる)	都道府県	総務省 「選挙関連資料」 https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin25/index.html
LI 16.8.1	候補指標を継続検討中		
LI 16.9.1	候補指標を継続検討中		

Goal 16「平和と公正をすべての人に」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 16. 持続可能な開発のための平和と包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	16.10.1 過去 12 か月間にジャーナリスト、メディア関係者、労働組合員及び人権活動家の殺害、誘拐、強制失踪、恣意的拘留及び拷問について立証された事例の数	ND16.10.1 未整備
		16.10.2 情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択している国の数	ND16.10.2 情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施の採択の有無
	16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。	16.a.1 パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の存在の有無	ND16.a.1 本指標は、国家人権機関世界連盟 (GANHRI、旧「人権の促進及び擁護のための国家機関の国際調整委員会」、ICC) の手続規則に基づき、総会によって採択された、国家機関の地位に関する原則 (パリ原則) を有する独立国家人権機関の存在を評価するものである。
	16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	16.b.1 国際人権法の下で禁止されている差別の理由において、過去 12 か月の間に差別又は嫌がらせを個人的に感じたと報告した人口の割合	ND16.b.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 16.10.1	候補指標を継続検討中		
LI 16.10.2	オープンデータ取組済の市区町村割合 (オープンデータ取組済市区町村／市区町村数)	都道府県	政府 CIO ポータル 「オープンデータ」 https://cio.go.jp/policy-opendata
LI 16.a.1	候補指標を継続検討中		
LI 16.b.1	候補指標を継続検討中		
LI 16.x.1	行政機関における内部の職員等からの通報・相談窓口設置率	都道府県	内閣府消費者庁 「行政機関における施行状況調査」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/research/
LI 16.x.2	行政機関における外部の労働者等からの通報・相談窓口設置率	都道府県	内閣府消費者庁 「行政機関における施行状況調査」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/research/
LI 16.x.3	マイナンバーカード普及率	市区町村	総務省 「マイナンバー制度とマイナンバーカード」 https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
LI 16.x.4	都道府県別の一票の格差 ((有権者数／衆議院議員定数)／((有権者数／衆議院議員定数)が最小である都道府県の値))	都道府県	総務省 「選挙の種類」 https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo03.html

Goal 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	資金/Finance 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。	17.1.1 GDP に占める政府収入合計の割合 (収入源別) 17.1.2 国内予算における、自国内の税収が資金源となっている割合	ND17.1.1 本指標は、GDPに占める政府収入合計の割合 (収入源別) を示している。 ND17.1.2 本指標は、国内予算における、自国内の税収が資金源となっている割合を示している。算出においては、中央政府における総支出 (予算を実際に執行した額) を国内予算として用いている。
	17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。	17.2.1 OECD/DAC による寄与の GNI に占める純 ODA 総額及び後発開発途上国を対象にした額	ND17.2.1 ODA 純額 (合計及び後発開発途上国向け) の対 GNI 比 (%)
	17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	17.3.1 国民総所得の割合としての外国直接投資、政府開発援助、南南協力	ND17.3.1 未整備
		17.3.2 GDP 総額に占める送金額 (US ドル)	ND17.3.2 未整備
	17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。	17.4.1 財及びサービスの輸出額に対する債務の割合	ND17.4.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 17.1.1	県内総生産に占める歳入の割合 (歳入／県内総生産)	都道府県	総務省 「地方財政状況調査関係資料」 https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/toukei.html
LI 17.1.2.1	財政力指数	市区町村	総務省 「地方財政状況調査関係資料」 http://www.soumu.go.jp/iken/shihyo_ichiran.html
LI 17.1.2.2	地方税割合 (対歳入決算総額)	都道府県	総務省 「地方財政状況調査関係資料」 http://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_1.html
LI 17.1.2.3	自主財源の割合 (対歳出決算総額)	都道府県	総務省 「地方財政状況調査関係資料」 http://www.soumu.go.jp/iken/shihyo_ichiran.html
LI 17.2.1	候補指標を継続検討中		
LI 17.3.1	候補指標を継続検討中		
LI 17.3.2	候補指標を継続検討中		
LI 17.4.1	実質公債費比率	市区町村	総務省 「地方財政状況調査関係資料」 http://www.soumu.go.jp/iken/shihyo_ichiran.html

Goal 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する	17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。	17.5.1 後発開発途上国を含む開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施している国の数	ND17.5.1 未整備
	技術/Technology 17.6 科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	17.6.1 100 人当たりの固定インターネットブロードバンド契約数(回線速度別)	ND17.6.1 ①ブロードバンドの世帯での利用割合 通信利用動向調査における、過去1年間に自宅でパソコン等からインターネットを利用した際にブロードバンドを利用していると回答した20 歳以上の世帯主がいる世帯の割合。
	17.7 開発途上国に対し、譲渡的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。	17.7.1 環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散の促進を目的とした開発途上国のための基金の総額	ND17.7.1 未整備
	17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実用技術の利用を強化する。	17.8.1 インターネットを使用している個人の割合	ND17.8.1 未整備
	能力構築/Capacity-building 17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	17.9.1 開発途上国にコミットした財政支援額及び技術支援額(南北、南南及び三角協力を含む)(ドル)	ND17.9.1 技術協力合計(ODA 支出総額)

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 17.5.1	候補指標を継続検討中		
LI 17.6.1	世帯当たりのブロードバンド契約数	都道府県	総務省 「情報通信白書」 http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html
LI 17.7.1	候補指標を継続検討中		
LI 17.8.1	インターネット普及率	都道府県	総務省 「情報通信白書」 http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html
LI 17.9.1	候補指標を継続検討中		



Goal 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する	貿易/Trade 17.10 ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。	17.10.1 世界中で加重された関税額の平均	ND17.10.1 未整備
	17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。	17.11.1 世界の輸出額シェアに占める開発途上国と後発開発途上国の割合	ND17.11.1 未整備
	17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関 (WTO) の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。	17.12.1 開発途上国、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国が直面している関税の加重平均	ND17.12.1 未整備
	体制面/Systemic issues 政策・制度的整合性/ Policy and institutional coherence 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	17.13.1 マクロ経済ダッシュボード	ND17.13.1 商品貿易額 (GDP に占める%)、為替レート (対米ドル現地通貨、年間平均)、広義マネー成長率 (年間成長率%)、銀行の総貸付残高に対する不良債権比率、銀行の自己資本比率、消費者物価指数インフレ率 (年次変化率)、失業率
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	17.14.1 持続可能な開発の政策の一貫性を強化するためのメカニズムがある国の数	ND17.14.1 未整備
	17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	17.15.1 開発協力提供者ごとの、その国の持つ結果枠組み及び計画ツールの利用範囲	ND17.15.1 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 17.10.1	候補指標を継続検討中		
LI 17.11.1	候補指標を継続検討中		
LI 17.12.1	候補指標を継続検討中		
LI 17.13.1.	地方銀行の不良債権比率 ※地方銀行が複数ある場合、大きい方の値を採用 1	都道府県	内閣府金融庁 「都道府県別の中小・地域金融機関情報一覧」 https://www.fsa.go.jp/policy/chusho/shihyou.html
LI 17.13.1.	地方銀行の自己資本比率 ※地方銀行が複数ある場合、小さい方の値を採用 2	都道府県	内閣府金融庁 「都道府県別の中小・地域金融機関情報一覧」 https://www.fsa.go.jp/policy/chusho/shihyou.html
LI 17.14.1	SDGs の各種計画への反映有無	市区町村	内閣府 「SDGs に関する全国アンケート調査」 https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_enquete_chousa.html
LI 17.15.1	候補指標を継続検討中		



Goal 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	マルチステークホルダー・パートナーシップ/ Multi-stakeholder partnerships 17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	17.16.1 持続可能な開発目標の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性モニタリング枠組みにおいて進捗を報告する国の数	ND17.16.1 この指標は、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性モニタリング枠組みにおいて進捗状況を報告する国の数を測定する。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	17.17.1 インフラのために官民パートナーシップにコミットした US ドルの総額	ND17.17.1 未整備
	データ、モニタリング、説明責任/ Data, monitoring and accountability 17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	17.18.1 持続可能な開発目標のモニタリングのための統計能力指標	ND17.18.1 未整備
		17.18.2 公的統計の基本原則に準じた国家統計法のある国の数	ND17.18.2 公的統計の基本原則に準じた国家統計法の存否
		17.18.3 十分な資金提供とともに実施されている国家統計計画を持つ国の数(資金源別)	ND17.18.3 告書に報告されているように、十分に資金が提供され、実施されている国家統計計画を有する国の数として定義される。
	17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	17.19.1 開発途上国における統計能力の強化のために利用可能となった資源のドル額	ND17.19.1 統計能力強化分野への ODA 支出総額の合計
		17.19.2 a)少なくとも過去 10 年に人口・住宅センサスを実施した国の割合、b)出生届が 100%登録され、死亡届が 80%登録された国の割合	ND17.19.2 未整備

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 17.16.1	候補指標を継続検討中		
LI 17.17.1. 1	地域サポーターを設置している市区町村の割合	都道府県	内閣府消費者庁 「地方消費者行政の現状」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/status_investigation/
LI 17.17.1. 2	都道府県別姉妹提携自治体数	都道府県	一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR/クレア) 「自治体間交流」 http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/prefectures/
LI 17.18.1	ローカル指標(自治体独自の評価指標)の設定の有無	市区町村	内閣府 「SDGs に関する全国アンケート調査」 https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_enquete_chousa.html
LI 17.18.2	候補指標を継続検討中		
LI 17.18.3	候補指標を継続検討中		
LI 17.19.1	候補指標を継続検討中		
LI 17.19.2	候補指標を継続検討中		



Goal 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

ゴール	ターゲット	グローバル指標	ナショナルデータベースにおける定義
ゴール17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する			

ローカル指標(LI)(案)		データ入手可能性	データソース
LI 17.x.1	SDGs 未来都市選定都市への選定有無	市区町村	内閣府 「地方創生 SDGs・「環境未来都市」構想」 https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html
LI 17.x.2	大学における留学生割合 (留学生／大学生数)	都道府県	独立行政法人日本学生支援機構(JASSO) 「外国人留学生在籍状況調査結果」 https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/zaiseki/index.html
LI 17.x.3	人口 1,000,000 人当たりの JICA 海外協力隊の隊員数 ($(\text{JICA 海外協力隊の隊員数} / \text{総人口}) \times 1,000,000$)	都道府県	JICA 海外協力隊 「青年海外協力隊/海外協力隊派遣実績」 https://www.jica.go.jp/volunteer/outline/publication/results/index.html

指標リスト活用時の重要データソース

本資料に掲載した指標を活用する際、多くの場合において総人口や年齢別人口、県内総生産等を参照することになります。その際の参照先としてデータソースを以下にまとめて示します。

例えば、LI1.5.1：人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者数（5か年平均）や LI3.2.1：5歳未満児死亡率、LI3.2.2：新生児死亡率などの指標値算出の際は国勢調査を、LI1.5.2：県内総生産当たりの自然災害による被害額（5か年平均）の指標値算出の際は県民経済計算をご参照ください。

データソース	
総人口、年齢別人口	総務省 「国勢調査」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html
県内総生産	内閣府 「県民経済計算」 https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html

【自治体SDGs推進のためのローカル指標検討WG】

村上 周三 一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 理事長

川久保 俊 法政大学デザイン工学部建築学科 教授

蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授

藤田 壮 東京大学大学院工学系研究科 教授

【事務局】 内閣府地方創生推進事務局